

普魯西警察法制の概要

田 上 穰 治

最近普魯西に於いて立法に依る警察制度の大改革が行はれた。一九二七年七月卅一日の警察官吏法 (Polizeibeamten-gesetz)、一九二九年八月二日の警察費用法 (Polizeikostengesetz) 及び茲に主として紹介せんとする一九三二年六月一日の警察行政法 (Polizeiverwaltungsgesetz) がそれである。^(註)

(註) 警察官吏に關する法典は三篇六十三條より成る。本法に所謂警察官吏とは保安警察・地方警備隊 (Landjäger, vgl. von Bitter, Handwörterbuch d. P. Verw. II, S. 29, ff.) 司法警察・警察行政事務に就く官吏・邊疆警務委員 (Polizeidistrikts-kommissare, vgl. Giese, Deutsches Verw. R., 1930, S. 57) 其他町村・町村組合の警察事務に携はる同種の公吏を謂ふ(一條)。但一般に町村吏員たる者も警察事務を扱ふ場合には本法の適用を受くることがある(二條)。第一篇一般法律關係は主として警察官吏の身分保障を規定する。即ち一定の状態に達する場合には休職を命じ得ざるに至り(一三條—一五條)、然らざる者も休職には特に嚴格なる條件が必要である(九條—一二條)。其他停年退職(一六・一八・一九條)の規定、休職手續、殊に是に對する不服申立の規定(二二條)等。第二編は恩給その他の手當の規定であつて、殊に恩給權者には特定條件を以て資本を融通する規定(三二條—四二條)は注目すべきであらう。第三編は經過規定及び附則である。

警察費用に關する法律は十一條より成る。地方警察行政の直接間接の費用(一條)は町村若は其の組合の負擔であるが特に

官廳その他國の施設が警察事務に干與する場合には國が其の限度で負擔する。(二條)。後の場合にも町村は一定の金額を出指しなければならぬ(三條)。又警察事務に必要な土地・建物を國家に有償で提供する義務がある(五條)。是等に對しては訴願・行政訴訟の途を設けて居る(八條)。

第一節 新法典と從來の法制との比較

警察行政に關する新法典を説明する爲には先づ普魯西に於ける從來の警察法制に觸れなければならぬ。而して數多き法律の中特に新法典と密接の關係あるものは左の五つである。

I Allgemeines Landrecht (A. L. R.) 就中警察權の意義・限界に關する次の規定である。「公共ノ平穩安寧及秩序ヲ保持シ、及公衆若ハ其構成員ニ迫ル災厄ヲ避クル爲ニ必要ナル手段(註¹⁾ Anstalten)ヲ講スルハ、之ヲ警察ノ職務トス」 (§ 10 Teil II Titel 17)。本法は一七九四年二月五日制定され同年六月一日に實施されたが、其の後幾多の政治的變動の爲に本條は十九世紀前半は殆んど適用を見なかつた。而も之に對しては第一に一八五〇年の普魯西憲法に示される法治主義の諸條と矛盾せざるかが論争された。(註²⁾ 第二には本條が A. L. R. の施行區域を超えてライン地方其他に效力ありやが問題となつた。(註³⁾ 第三には其の内容が單に §§ 11—17 A. L. R. の前提として警察上の裁判權の限界を規定するに止まらず警察權自體の限界設定、或は更に進んで警察命令及び處分の包括的授權を定立するものなりやが極めて興味ある命題となつた。(註⁴⁾ 然るに普魯西高等行政裁判所の判例は其の後の學說と相俟つて是等總ての反

駁を顧みずして本條を適用し、殊に Kreuzbergerkenntnis (OVG. IX S. 333ff.) 以來普魯西警察法の根本法として一昨年に及んだのである。

其の結果は警察權の獨立性と共に、警察權の發動が特別の法律に基づかざる限り障害排除の消極的目的に制約される原則が認められるに至つた。^(註五) 新法典は第十四條一項に於いて若干の修正の下に本條の原則を定立し、同時に第七十九條二項を以て本條を廢止した。其の詳細は後に譲る。

(註一) 手段とは本章第十一條に明かなる如く第一に警察命令を意味する。その他に警察處分・刑事事件の審問捜査・違警罪處分その他一切の警察活動が是に屬するは謂ふ迄もない (Friedrichs, Polizeigesetz, 1911, S. 25)。

(註二) 普魯西憲法に於いて最も明瞭に法治主義を認むる第二章の諸條は原則として新立憲的法律に依りてのみ制限されと解された。此の學說に對して、警察權の獨立性が普魯法上認められたるに就いては別の機會に述べた (拙稿、憲法に於ける法律の意義、國家學會雜誌第四十六卷二號一一八頁以下)。

(註三) 是に關しては特に Friedrichs, a. a. O. S. 2ff. 即ち(1)本條が内部的國法に屬し隨つて性質上必然に全國に互つて軌一なるを要とするもの、(2)偶然なりとは云へ普魯西に屬する總べての地方に實質上本條と一致する法律狀態が存せりとするもの、(3)一八六六年普魯國に編入された地方には六七年九月二十日の命令を以て間接に本條が施行されたりとするもの、或は(4)本條は近世の警察法の原則を表明するに過ぎないから特に A. L. R. が實施されざる地方にも當然適用ありとする等がある。併しながら、私は此の點に於いても、行政裁判所の判例・學說に依り公法學に著しき慣習法が發生せるものとする説明 (Hild, S. 5) を正當と思ふ。

(註四) 現在刑訴四五三條の示すやうに違警罪處分の規定は最早警察的性質とは無關係となり、唯刑罰の程度のみ問題となるに過ぎざる爲に、本條が A. L. R. §§ 11—17 の前提とするときは其の存在意義を失ひしものである (Friedrichs, a. a. O. S. 6)。

更にオ・マイヤーに隨へば本條の意味は一般に認められたる意義の警察に就き、本法典は何等特別の規定を設けずと謂ふに過ぎなきことである(Verw. R. I, S. 82 Anm. 3)。

(註五) 警察權の概念は本條の示す將來の災害豫防の他に、既に發生せる犯罪の搜索、積極的なる社會福利の増進をも含むけれども、獨立命令としての警察權の發動が本條の示す消極的目的に制約されることは近世の法治主義の要諦である(Brunhirsch, Verwaltungsgesetze für Preussen, II (1928) S. 2, 4ff.)。尚ロビンンは本條を専ら警察處分權に關し、命令權には及ばざるものとす(Robin, Polizeiverordnungsrecht, 1895, S. 21; Thoma, Polizeirecht, S. 42) 通説の採らざる所である。

次に警察法制に重要なものは A. L. R., Eintl. §§ 74, 75 である。曰く「國家構成員ノ個々ノ權利及利益ハ公共ノ福利ヲ増進スル爲ノ權利及利益ト實際ニ矛盾(抵觸)ヲ生スルトキハ、之ニ後ルルコトヲ要ス」(註一)、又曰く「是ニ反シテ國家ハ公共ノ福利ノ爲ニ自己ノ特別ノ權利及利益ノ提供ヲ強要サレタル者ニ對シテ補償ヲ爲ササルヘカラス」 (§ 75)。是は廣く國家緊急權(Staatsnotrecht)を規定するのみならず、警察急狀權に關しても、警察の一般限界を實質的に擴張するものであつた。然るに高等行政裁判所の判例は茲に於いても亦法律の本來の意義を變更して、第七十五條の賠償義務者は國家に非ず、當該權利又び利益の提供を受けたる者なりとし(註二)、又警察急狀權の行使に就いても直接急迫の危險あること、他の方法に依り危険を排除し得ざること、緊急狀態の存続する間に限り有效なることが認められた(註三)。

新法典は此の意義に於ける警察急狀權を第二十一條一項に又其の損害賠償を第七十條一項に規定した。隨つて公用徵收その他特別の法律に依り賠償が規定される場合は格別であるが警察に關する限り A. L. R. の兩條は其の效力を失つたのである。

(註一) Prietrichs, a. O. S. 55, 56; Brunhirsch, a. O. S. 112.

(註1) Friedrichs, a. a. O. S. 49ff. 此のことは新法典第二十一條に於いては、それが警察責任に關する規定であつて、警察權の實質的限界(新法典第十四條)の例外規定たらざることから、極めて明瞭である。

II Gesetz zum Schutz der persönlichen Freiheit (vom 12. Februar 1850) 本法第一條乃至第五條は刑訴法第一百十二條以下に依り、又本法第十一條乃至第十三條は刑訴法第一百二條乃至第九條を以て廢止された。第六條は檢束を規定し、第七條乃至第十條は家宅侵入を規定する。^(註2)前者は要件に若干の修正を加へて、新法典第十五條が之に代はり、後者は新法典第十六條を以て置換へられるに至つた。本法の規定は次の如し。

第六條 第三條所定ノ行政廳・官公吏及憲兵ハ本人自身ノ保護若ハ公ノ風俗安寧及平穩ノ保持ノ爲急迫ノ必要アルトキハ之ヲ警察上檢束ニ付スルコトヲ得 但シ警察上檢束ニ付セラレタル者ハ遅クトモ翌日中ニ釋放サルルカ若ハ此ノ時刻ニ之ヲ管轄行政廳ニ引渡スニ必要ナル處置ヲ講スルコトヲ要ス

第七條 何人モ職權若ハ法律上權限アル行政廳ノ委任ニ依ルニ非サレハ現居住者ノ意思ニ反シテ住所ニ侵入スルコトヲ得ス

第八條 夜間ノ住所侵入ハ之ヲ禁止ス 夜間トハ十月一日ヨリ三月卅一日迄ハ午後六時ヨリ翌朝六時迄、四月一日ヨリ九月卅日迄ハ午後九時ヨリ翌朝四時迄ヲ含ム

第九條 夜間ニ於ケル住所侵入ノ禁止ハ水火災・生命ノ危險若ハ住所ノ内部ヨリ求メララルル場合ニ及ハス 夜間公衆ノ自由ニ出入スル場所ニ於テ、引續キ公衆ノ入場若ハ滞在ノ爲ニ公開セラルル時間ハ此限ニ在ラス

第十條 逃走セル囚人ヲ逮捕スル爲ニ、追迹若ハ應援ノ官公吏ハ夜間ト雖モ住所ニ侵入スルコトヲ得 追迹若ハ應援ノ憲兵亦然リ 軍事用廳舎ノ侵入ハ職務上ノ命令ヲ執行スル爲ニハ、夜間ト雖モ所屬ノ長官若ハ其受任者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス 夜間ニ於ケル住所侵入ノ禁止ハ稅務官公吏カ其職務上ノ檢査ヲ執行スル爲侵入スルコトヲ認メラレタル場所ニハ、其侵入カ稅法ノ規定ニ依リ晝間ニ限ラレサルトキ、之ニ及フコトナシ

(註一) 本條の要件は明かに、前述 § 10 II 17 A. L. R. の規定する所である。尙獨逸共和國憲法第百十四條參照。

(註二) 獨逸共和國憲法第百十五條參照。

III Gesetz über die Polizeiverwaltung (vom 11. März 1850) (P. G.) 本法は上述の人身保護の法律に續いて

舊普魯西憲法制定の直後、其の法治主義の要請に應じて公布されたものである。^(註一) 其の内容に於いて正に新法典の前身であつて、新法典第七十九條を以て廢止されるに至つた。

警察費用に關する第三條を除き、第一條乃至第四條の規定は新法典に於ける警察行政廳・警察監督廳・警察行政廳の土地管轄の章に該當する。^(註二) 就中第一條に曰く^(註三)

第三級警察行政 (die örtliche Polizei-Verwaltung) ハ法律ノ規定ニ基キ之カ職務ニ當ル官公吏カ國王ノ名ニ於テ之ヲ行フ但シ本法第二條ノ定ムル例外ハ此限ニ在ラス

第三級警察官公吏 (Ortspolizei-Beamten) ハ上級官廳カ警察事務ニ付キテ發スル訓令ヲ實行スルコトヲ要ス

第三級警察官公吏ノ管轄區域ニ滞在若ハ居住スル者ハ凡テ其ノ警察上ノ下命 (Anordnung) ニ従ハサルヘカラス

第一項は警察が國家の事務なることを明かにしたもので新法典第一條の規定する所である。^(註四) 第二項の定むる上級官廳の訓令權は次に述べる I. V. G. に依り引續き確認された。行政事件に於ける處分の取消方法に關する同法第五十條三項に曰く、

監督官廳カ其法定權限ノ範圍内ニ於テ下級官廳ノ處分下命ヲ廢止シ又ハ之等ノ官廳ニ訓令ヲ發スル權能ハ如何ナル場合ト雖モ妨ケララルコトナシ

上級監督廳は警察命令を發せしむる訓令を與へることが出来る。殊に發せらるべき命令の鵠型 (Normalpolizei-

Verordnung) を示す場合が多い。新法典では第十一條に訓令權を規定した。次に第三項は警察義務に關して唯土地管轄を不完全に規定せるのみ。^(註五) 其の結果行政裁判所の判例は一方に於いて不動産の所在地・勤務地・營業地・警察違反の行爲地等に關して土地管轄を認めると共に、他方に於いて公の秩序の妨害者の外、所有者等に就いても警察責任を認むるに至つた。此の第三項及び判例に基づき新法典は第二十二條第二十三條に土地管轄を、又第十八條乃至第二十條に警察責任の範圍を詳細に定めたのである。

(註一) 本法の效力は一八五〇年代には一時無視された觀があつた。しかし其の後多くの法令を以て適用範圍が擴大され、又同様の内容ある法令が他の法域に公布されて、本法は重要な警察法の一となつた (Friedrichs, Grundzüge des Polizeirechts, S. 10, 11)。

(註二) 本法第二條「縣行政廳 (Bezirksregierung) 若ハ下級裁判所 (Land-Stadt-od. Kreisgericht) ノ存在スル町村又ハ一萬人以上ノ住民アル要塞地帯及町村ニアリテハ内務大臣ノ決定ヲ以テ第三級警察行政ヲ特別ノ官吏ニ委任スルコトヲ得 其他ノ町村ニ於テモ急迫ノ理由アルトキハ同様ノ制度ヲ、時採用スルコトヲ得」の規定は新法典第六條を以て遙かに擴張された。第三條は一九〇八年六月三日の警察官用法に依り根本的修正を加へられた (Friedrichs, Polizeirecht, S. 59ff.)。更に第四條の第一項は警察監督廳の規定であり、第二項は警察公吏任命に關する國の政府の認可を規定するが、是は夫々新法典第十一條・第十三條を以て擴張された。

(註三) 本條は第三級警察行政廳のみを直接規定する爲に、新法典の關係諸條に比して遙かに狭い。即ち町村 (Land-od. Stadt-gemeinde) の警察のみを規律するもので、郡・市 (Land-od. Stadtkreis) に於ける警察廳 (Landrat, Kreispolizeibehörde) 縣・州 (Regierungsbezirk, Provinz) に於ける Regierungspräsident, Oberpräsident (Landes P.) 及び中央警察廳たる内務大臣その他を含まないのである。

(註四) 是に反して墺國・ウエルトムベルヒ等では警察を町村固有の事務とし、其の結果普魯西と異り、法律のみなく町村の警察事務を制限するを得べく、命令に依る制限は認められな(Gr. Jellinek, System, S. 276)。

(註五) Friedrichs, a. a. O. S. 33ff. 固より第三項は土地管轄のみならず、警察責任の主體が無制限なることをも示して居る。即ち自然人のみならず、社團・地方團體・國庫も悉く警察責任能力を有する (Jütl., S. 39)。

本法は第五條乃至第十九條に警察命令を、又第二十條に警察處分を規定するが、是等は何れも次に述べる L. V. G. の規定と密接の關係があるから、是に讓る。

四 Gesetz über die allgemeine Landesverwaltung (vom 30. Juli 1883) (L. V. G.) 本法中警察法制として特に著しきは警察處分に對する救濟方法(第四章)強制權能(第五章)及び警察命令權(第六章)である。

(一) 警察行政廳の強制手段 前述せる P. G. § 20 21 22 23

從來ノ法律ニ依リ警察行政廳ノ保有スル執行權ハ以上ノ規定ニ依リ妨ケラルルコトナシ

凡テ警察行政廳ハ法律上ノ強制手段ヲ用ヒテ其ノ警察處分ヲ遂行スル權能ヲ有ス

警察行政廳カ其ノ權能ヲ行使シテ命令シタル所ヲ爲スコトヲ怠リシ者ハ其ノ負擔ヲ以テ命令ノ實現アルヘキコトヲ豫期セサルヘカラス 此ノ場合ニモ科刑及損害賠償ノ義務ヲ妨クルコトナシ

此の規定は次に示す L. V. G. § 192 の掲ぐる行政廳に關しては、是に依り廢止されたが、其の他の行政廳の權限に就き、效力を保有した。而して本條第三項の代執行及び本條に對應する新領土の警察行政に關する命令(一八六七年九月廿日)第十八條、ラウエンブルグ公領の警察行政に關する法律(一八七〇年一月七日)第十八條の執行罰(一千ターレル若は四週間の拘留を限度とする)は共に

L. V. G. の採る所となつた。

I. V. G. は更に一層詳細な規定を設けた。

第三百三十二條 縣知事 (Regierungspräsident) 郡長 (Landrat) 第三級警察廳及町村長 (Gemeinde [Guts-] Vorsteher [Vorstand]) ハ其ノ統治權ヲ行使スルニ當リテ發シ且其ノ法定權限ニ依リ是認セラルル下命ヲ、左ノ強制手段ヲ用ヒテ遂行スルコトヲ得

一 行政廳ハ成ルヘク強要スヘキ作爲ヲ第三者ヲシテ實行セシメ、而シテ豫メ定メタル費用金額ヲ義務者ヨリ強制徴收スヘキモノトス

二 強要スヘキ作爲カ第三者ニ依リ履行サレサル性質ノモノナルトキ、義務者カ第三者ノ實行ニ依リテ生スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルコト確定セルトキ若ハ不作爲カ強要サルルトキハ、行政廳ハ金錢罰ノ戒告及決定ヲ爲スコトヲ得 其金錢罰ノ限度ハ次ノ如シ

(イ) 村長 (Gemeinde (Guts-) Vorsteher) 五馬克以内

(ロ) 第三級警察廳及町長 (städtische Gemeindevorsteher (-Vorstände) in einem Landkreis) 六〇馬克以内

(ハ) 郡長並ニ市部ノ警察廳・町長 (Polizeibehörden u. Gemeindevorsteher (-Vorstände) in einem Stadtkreise) 一五〇馬克以内

(ニ) 知事三〇〇馬克以内

金錢罰ト同時ニ帝國刑法典第二十八・二十九條ノ定ムル標準ニ從ヒテ、無資力ノ場合ニ金錢罰ニ代ハルヘキ拘留ノ期間ヲ決定スヘシ 此ノ拘留ノ限度ハ(イ)ニアリテハ一日以内(ロ)ニアリテハ一週間以内(ハ)ニアリテハ二週間以内(ニ)ニアリテハ四週間以内トス

第三者ニ依ル實行(第一號)並ニ罰ノ決定(第二號)ハ常ニ豫メ書面ヲ以テ戒告スルコトヲ要ス 戒告ニ於テ作爲カ強要サルル場合ニハ其實行ノ要求サルル期間ヲ定ム

普魯西警察法制の概要 (田上)

三 直接強制ハ下命ヲ實行スルニ付必要缺クヘカラサル場合ニ限りテ之ヲ行フ

第三百三十三條 強制手段ノ戒告 (Androhung) ニ對シテハ之カ遂行スヘキ下命 (Anordnung) ニ對スルト同様ノ法律上ノ救済

ヲ認ム 此ノ救済ハ下命カ既ニ特別ノ訴願若ハ行政訴訟手續ノ目的トナラサル限り同時ニ此ノ下命ニ及フモノトス

強制手段ノ決定執行 (Festsetzung u. Ausföhrung) ニ對シテハ常ニ唯監督方法ニ依ル訴願 (Beschwerde im Aufsichtswege) ノミニ週間以内ニ之ヲ提起スルコトヲ得

前條第二號ニ依リ金錢罰ニ代ヘテ決定サレタル拘留刑ハ提起サレタル救済手段ニ對シテ最終ノ裁決若ハ既判力アル裁判カ與ヘラルル以前又ハ不服申立ノ特定期間經過以前ニ於テハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

右の規定の適用は警察權以外の統治權の發動に就いても認められるけれども、^(註一)此の權限行使の主體は嚴格に第三百三十二條列擧の行政廳に限られるのである。

先づ強制執行は成るべく代執行 (Zwangsausföhrung) に依ることを要する。併し乍ら是に依るべきや否は、羈束裁量ではなくて當該行政廳に合目的性の裁量權ありと解される。^(註二)次に執行罰に關してはそれが刑事罰と一事不再理の關係に立つかが争はれた。^(註三)違反行爲が連續犯の一部たるとき、或は刑事罰が時效に罹り若は責任阻却事由等が存する場合には、執行罰を以て刑事罰と獨立に科するは不當である。是に反して無罪の言渡ありたる行爲・單なる犯罪豫備行爲若は犯罪に依る違法狀態の除去を目的とする場合には、刑事罰と相並んで認むべきである。高等行政裁判所は一九二九年二月十三日從來の態度を一變して兩者を截然區別するに至り、是が新法典第五十二條の採る所となつた。尙執行罰の程度は獨逸共和國命令を以て變更され、更に其の範圍内で普魯西内相の訓令に依り四種の行政廳に就き差等を設けられた。^(註四)以上の二段が目的を達せざる場合に始めて直接強制を行ふ。其の必要も亦執行廳の認定に従ふ。直

接強制としては、或は物理的に義務者を強制し、或は行政廳自身若は第三者をして即時實力を以て必要な状態を實現せしめる。後の場合は例へば義務者の意思に反して交通遮斷の施設をすること、是は固より豫め戒告する必要がなく (Braunhirsch, a. a.)
(O. Pal. I, S. 237)

(註一) 本條は統治權の行使に廣く適用があるから、警察權の外地方自治監督・教育・軍政等の爲にも認められる (Braunhirsch, Verwaltungsge. etze, 1930, I, S. 232)。
併しながら就中、中央政府には適用がない。

(註二) 本號に於ける *soweit es tunlich ist* とは不代替的作爲若は不作爲義務或は義務者の無資力の場合に止まらず、全般の事情より推して不適當なるときをも含む。而して此の合目的性に就いては戒告する行政廳に認定權がある (OVG. VII353, XXIII, 377, IXXVII, 374ff—zitiert in Braunhirsch, a. a. O. S. 234)。

(註三) 高等行政裁判所は從來執行罰 (Exekutivstrafe) が刑事罰と同一の作爲・不作爲に關する場合に前者を不適法と判決し
ず (Rosin, Polizeiverordnungsrecht, S. 103ff; W. Jellinek, Verw. R. (1931) S. 336)。

(註四) 此の共和國命令に依れば、原則として執行罰は一馬克より一十馬克、又刑法第廿九條は變更されて拘留の程度は一日より六週間となつた。又普國內相は一九二三年十一月廿九日の處分を以て L. V. G. §132 Ziffer 2 に就き (イ) 一五〇馬克 (ロ) 三〇〇馬克 (ハ) 五〇〇馬克 (ニ) 一十馬克と定め、又一九二五年六月卅日回章を以て拘留の程度を (イ) 一週間以内 (ロ) 二週間以内 (ハ) 四週間以内 (ニ) 六週間以内と定めた。

Zuständigkeitsgesetz v. 26. Juli 1876 は強制執行の戒告・決定及び執行の各々に就いて警察處分に對すると同様の救濟方法を與へた爲に、^(註一) 期間徒過の後は下命は確定するに拘はらず執行の點のみ争はれ、又場合に依つては下命に對する訴と相並んで猶三個の獨立せる訴訟が可能であつた。是に對して L. V. G. は第百三十三條一項を以て、戒告

に關する訴願・行政訴訟が原則として法律上當然に下命に及ぶべきものとした。下命が既に特別の訴願若は行政訴訟手續の目的たるとき例外が認められるのは、裁決若は判決が相互に矛盾するのを避ける爲である。随つて下命に就き既に裁決・判決が確定せるとき及び未だ訴願・行政訴訟が繫屬中の場合には、戒告に對して不服申立あるも下命に及ばない。是に反して下命に對する不服申立が形式的理由を以て却下された場合には、事後戒告に就き訴願・行政訴訟の提起あるときは當然下命にも及ぶのである。次に第二項に依り決定・執行に就いては唯監督方法に依る訴願のみに制限された。是は一般に行政上の強制處置が本來の意義に於ける普魯西國王の大權に屬すとする古來の原則を復活したものである。^(註二)随つて充分且つ圓滑なる法律上の救済方法が確立されたのである。

(註一) 例へば下命が上級官廳の發する訓令のときは、監督權の發動を促す訴願は戒告に對しても認められる。下命の適法性が行政裁判所の審査するを得ざるものなるときは、戒告の適法性に就きても同様である。又、戒告に對する不服申立の除斥期間には下命に對する二週間の規定の適用がある (vgl. L. V. G. § 129 abs. 3)。

(註二) 此の訴願は監督官廳に繫屬する點で、警察處分に對する通常の訴願と趣を異にする。例へば Aufsichtsstanz は一萬人以上の町の警察事務に就いては郡長、ヘルリンの警視總監 (Polizeipräsident) に對しては主務大臣たるに反し、Beschwerdeinstanz は前者に就いては縣知事、後者にありてはヘルリン都長 (Oberpräsident) である (Braunhirsch, a. a. O. S. 240)。

新法典は以上の諸規定を第七十九條を以て廢止し、第五十五條乃至第五十七條を以て是に代へた。

(二) 警察處分 之に關しては從來訴願及び行政訴訟に就き L. V. G. の規定を除いては、格別の成文法規がなかつた。此の部分は全く高等行政裁判所の判例及び學說に負ふものであつて、新法典の第四十條乃至第四十四條は唯此の結果に法律の形式的效力を與へたるものと斷定しても過言ではない。

所謂警察處分とは私人の權利を警察上侵害する下命、隨つて命令・禁止若は警察許可・證明の拒否を謂ふ (OVG. LXXXII 265)。之に反して許可を與へることは警察處分に該當しなく (OVG. LXXVIII, 257, 259ff)。又監督廳の訓令に基づく場合にも、警察廳が自己の名にて發した處分に限る。是と異り上級行政廳の執行機關として、若は他の行政廳の請求に基づき、其の名に於いて行ふ處分は其の行政廳の處分に他ならなく (OVG. passim. z. B. LXXIII, 432)。新法典第四十條は以上の原則を明かにした。次に如何なる生活關係が警察處分の對象たり得るかに就いては成文法規を缺くが、判例は終始一貫して命令の對象たり得べき一切に及ぶものとした (OVG. passim. z. B. XI 369)。隨つて直接警察法律又は命令に基づく場合の外前掲 §10 II 17 A. L. R. の一般的授權に基づきて發せらる (OVG. XI 366, XI 217)^(註1)。更に義務者に對して唯實現すべき效果のみを示すを以て足るや、將選擇すべき手段をも示す必要ありやは判例の態度も區々であつたが、新法典第四十一條二項は警察廳が手段の一を選擇決定すべきものとした^(註2)。

警察處分の既判力は從來一般に否定された。警察廳は如何なる場合にも處分を實行する義務なく、事後の裁量に依り之を拋棄するを得るのみならず (OVG. XXVII 180)。監督廳も亦形式的確定力ある處分を廢止することが出来る (OVG. XXVII 180, XXX 455)。又繼續的效力ある處分の廢止の申立は常に可能であり、且つ是は常に本案の審理を必要ならしめる。之に對して新法典第四十三條は處分の廢止の申立を制限した爲に、茲に制限的既判力が認められるに至つた。^(註3) 是と區別すべきは許可の撤回・制限であつて、處分の變更と異り新なる處分と同一視すべく、隨つて行政廳が其の撤回を留保した場合にも恣意にあらす、警察上の理由に出でなければならぬ (OVG. XXXIX 367, I. 363)。判例のかかる態度は新法典第四十二條の採る所である。^(註4)

(註一) 判例は此點に於いて、從來の殆んど無制限な處分權を羈束して法治主義の實現に努めたのである(拙稿、前掲一一四頁以下)。直接法律若は命令に根據を有する處分(unselbständige Verfügung)に關しては、裁判所は根據たる命令の適法性及處分が命令の内容と矛盾せざるかを審査するに止まる。然るに獨立處分に關しては適法性の外、必要性が問題となり得る(T. V. G. §§127, 128に就き後述參照)。尙新法典第四十一條一項は、獨立處分の必要性を規定して居る。

(註二) 處分に於いて手段をも決定するときは下命の内容が明確になるが、處分の相手方が更に輕微なる手段を以て同一効果を收むべきことを立證するときは、行政裁判所は處分の取消を宣告しなければならぬ。判例は從來或は手段を示す要なしとし(OVG. XIV 331)或は命令の欲する效果の實現の爲多くの手段が可能なる場合に其の一を特定するは違法なりとし(XIV 424)又反對に義務者が適當なる手段を知らざる場合には詳細に之を示す要あるものとして居る(XXVIII 394)。vgl. Friedrichs, a. a. O. S. 275ff.

(註三) 是に反して處分の形式的確定力は裁決若は判決確定せる時又は其の戒告に對する不服申立期間徒過の時に發生する。

(註四) 例へば殊に建築許可に就き、着手後に法律・警察命令が發布されたことのみを以ては許可の撤回を得ざる旨の判決(OVG. XII 376)は同條一項三號の採る所である。

次にLVG.は第二百二十七條乃至第三百三十一條を以て、警察處分に對する救濟方法を詳細に規定した。

第二百二十七條 第三及第二級警察廳(Ober- u. Kreispolizeihauptämter)ノ警察處分ニ對シテハ法律ニ特別ノ規定ヲ設ケサル限り 訴願ヲ認ム 訴願ノ裁決廳ハ左ノ如シ

(イ) 村若ハ郡ニ屬シ人口一萬ヲ超ニサル町ノ第三級警察廳ノ處分ニ對シテハ郡長、又郡長ノ裁決ニ對シテハ縣知事(Regierungspräsident)

(ロ) 伯林ヲ除ク市部及人口一萬ヲ超ユル町ノ第三級警察廳ノ處分若ハ郡長ノ處分ニ對シテハ縣知事、又縣知事ノ裁決ニ對シテハ州知事(Oberpräsident)

(ハ) 伯林ノ第三級警察處分ニ對シテハ伯林都長 (Oberpräsident)

縣知事・州知事若ハ伯林都長カ與ヘタル最終審ノ裁決ニ對シテハ高等行政裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得
訴ハ次ノ理由ノ何レカニ由ルコトヲ要ス

(イ) 訴ノ提起アリタル裁決カ現行法ノ不適用若ハ誤レル適用ニ依リ原告ノ權利ヲ毀損シタルコト 殊ニ行政廳カ其權限内ニテ發シタル命令ニ付亦同シ

(ロ) 警察廳カ處分ヲ發スルニ付必要ナリシ事實的前提カ存セザリシコト

訴ノ提起アリタル警察處分ノ適法性^{gesetzliche}ノ審査ハ從來一八四二年五月十一日法律第二條ニ依リ通常訴訟ノ認メラルル場合ニモ亦之ニ及フモノトス

裁判ノ確定ハ總ヘテ私法上ノ諸關係ニ效果ヲ及ホスコトナシ

第二百二十八條 前條所定ノ總ヘテノ場合ニ訴願ニ代ヘテ左ノ行政廳ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

(イ) 村若ハ郡ニ屬シ人口一萬ヲ超エサル町ノ第三級警察廳ノ處分ニ對シテハ郡參事會 (Kreisversammlung)

(ロ) 郡長又ハ市部若ハ人口一萬ヲ超ユル町ノ第三級警察廳ノ處分ニ對シテハ縣參事會 (Bezirksversammlung)

前項ノ訴ハ高等行政裁判所ニ提起スル訴 (第二百二十七條三・四項)ト同様ノ主張ニ基クコトヲ要ス

第二百二十九條 第二百二十七條一項ノ訴願及第二百二十八條ノ訴ハ處分ヲ爲シタル行政廳ニ之ヲ提出スヘシ

訴願若ハ訴ヲ受理セル行政廳ハ之ヲ裁決廳若ハ行政裁判所ニ交付スヘシ 訴願人若ハ原告ニハ此旨通知スヘシ
警察處分並ニ訴願ノ裁決ニ對スル訴願・行政訴訟ノ提起ノ期間ハ二週間トス

覆審的爭訟ノ一ヲ提起スルトキハ他ヲ阻却スルモノトス 覆審的爭訟ヲ提起スル文書ニ訴狀ノ旨記載ナキトキ或ハ之ニ行政訴訟ニヨル裁判ノ申立カ明記サレサルトキハ訴願ノ提起アリタルモノトス 訴願ト行政訴訟トヲ同時ニ提起シタルトキハ訴願ノ進行セシム 以上ノ規定ニ違背シテ提起サレタル覆審的爭訟ハ第一項所定ノ行政廳ノ處分ヲ以テ之ヲ却下スヘシ 却下處分

ニ對シテハ二週間以内ニ行政裁判所ニ抗告スルコトヲ得

訴願若ハ訴ニシテ第一項ノ規定ニ反シテ法定期間内ニ裁決廳若ハ行政裁判所ニ提起サレタルトキハ期間ハ遵守サレタルモノトス 此ノ場合ニハ當該裁決廳若ハ行政裁判所ハ訴願若ハ訴ヲ處分廳ニ交付シテ正當ノ手續ヲ履マシムヘシ

第三百三十條 縣知事ノ警察處分ニ對シテハ二週間以内ニ州知事ニ訴願ヲ、又州知事ノ之ニ關スル裁決ニ對シテハ同一期間内ニ第二百二十七條三・四項ノ定ムル所ニ從ヒ高等行政裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

シゲマリゲン縣知事ノ警察處分ニ對シテハ二週間以内ニ直接、高等行政裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得
帝國臣民ニ非サル者ハ國外追放ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

本法の適用は第二百二十七條第三百三十條所定の警察廳の處分に限る。第二級警察廳（第二級警察廳）は一般的警察事務を行はず、監督權の行使の外は法律上特に委任されたる事項及び公共の爲緊急の必要がある場合に限り警察處分を行ふ。第三級警察廳（第三級警察廳）は原則として其の管轄區域に於ける共同生活・土地の狀況に依る地方的共同利益に關與する。縣知事の處分に對しては第三百十條に依り Anschlussklage のみ認められ Wahlklage は許されなく（註一）。

訴願若は行政訴訟提起の要件次の如し。(a)行政廳が自己の名に於いて警察處分を爲したること。即ち本法は訴願・行政訴訟に就き概括主義を採用した。無効な處分も確定・執行に依り私人の權利を侵害する虞あるときは訴願・訴を提起することが出来る。又警察處分に實質的確定力なき結果同一處分に對しても反覆提起するを得べく、舊處分と同一内容・文言なりとも單なる援用に非ざる限り亦同様である（註二）。(b)警察處分に依り提起者の權利（自由權を含む）の侵害されたること。是は訴願に就いては明文の規定を缺くが、廣く行政處分の取消を求むる者が其の處分に依り權利の毀損を蒙りたることを要するは一般原則である（OVG. IIV 303, IXXVI 500）。故に權利毀損の狀態が處分を發した

る後に至つて喪失した場合には、最早適法なる訴願・行政訴訟の提起を得ない。又警察處分の撤回あるときは本案に關する争訟は直に終結する。蓋し處分の適法性に就き判決を請求する法律上の利益なき故である (OVG. XL VI 457)。是に反して下命に依り既に給付を履行したるとき或は處分の執行のみが撤回されるときは提起の要件が存する。(註三) 行政訴訟には特に第二百二十七條三項に依り違法性の主張を要する。即ち現行法と確定されたる事實との矛盾又は前提せる事實と現行法との矛盾の場合に限られる。就中後者は高等行政裁判所の無効處分轉換 (Konversion) の理論の根據を與ふるものである。(註四) 通常審査の對象を *Rechtmässigkeit* と *Sachgemäßheit* (*Zweckmässigkeit* u. *Notwendigkeit*) とに分けるが、所謂必要性即ち §10 II 17 ALR. の授權を超えて處分權の發動が恣意に出でざるかの審査は裁判所の權限に屬する (OVG. XLIV 343)。茲に處分の不必要なる場合とは危険の不存在のとき、當該手段を以ては危険の防止不能なるとき、及び他の義務者に對してより、輕微なる負擔を伴ふ手段が危険防止に役立つときである。又處分が合目的ならざる場合とは、危険を少くすることを得るも充分に防止の出來ない場合である。(註五) 訴願及び訴訟提起の期間並に經由手續は第二百二十九條に隨ふ。訴願と行政訴訟とを選擇せしむる結果、其の提起は處分廳を經由すること(註六)を要し、又第三項の場合を生ずる。時を異にして訴願及び行政訴訟を提起したときは最初に提起せる手段が進行するが、若し後の手續が進行して先に判決若は判決の確定に至るときは、前の手續が其の儘却下される (OVG. X 343)。(註七)

(註一) 州知事及び大臣の警察處分に對しては、本法第三百三十一條に依り一八四二年五月十一日の法律に基づく上級行政廳への訴願、及び財産權侵害の場合には通常訴訟が認められる。

(註二) 警察處分なることが處分の内容に明示されるとき及び純然たる警察官公吏の與へたる處分の外、一般に疑はしき場合

には警察處分たるものが推定される (OVG. LXX 418, LXXX 414)。

(註三) 處分の撤回が之を發したる當初の違法性の認識に基づかざる場合に、違法確認の訴訟の進行を得るやは頗る問題である (vgl. Braunsbach, a. a. O. S. 219)。尙裁判若は判決するに當つては、處分の適法性の審査は之を發した時に就き爲すを以て足り、事後に發生したる違法理由は原告に舉證責任ありと解すべきである (Ibid., S. 223)。尙第二百二十七條三項一號の規定が行政訴訟に關して Popularklage を排斥する趣旨なること謂ふ迄もなく。

(註四) 第二百二十七條三項二號が無効轉換の根據たるに反對するは W. Jellinek, Verw. R. 1931, S. 264. けれども處分が如何なる前提に基づくかが、處分廳の裁量權の範圍として職權審理の及ばざる所とするは不當である (Braunsbach, a. a. O. S. 223)。

(註五) フリードリヒスに依れば Überschreitung der künstensten dem Ermessen gezogenen Grenzen (適法性の問題) と Handeln aus Willkür (必要性の問題) とは區別すべく、前者には動機は問題とならず、後者は獨立處分に就いて特に論ぜらる (Friedrichs, a. a. O. S. 266)。

訴願と行政訴訟との此の差異よりして、次の結果が生れる。訴願の判決では處分の取消・制限は自由であつて、唯提起者の不利に處分を擴大することのみ禁ぜられる。訴訟では固より職權主義が認められるけれども、判決では唯處分の取消若は訴の却下の二途あるのみ。

(註六) 判決に對する訴願は處分廳に非ずして裁決せる行政廳に提出する。蓋し裁決も亦第百廿九條に所謂處分なるが故である (本法第五十條一項)。尙第百三十條の訴願・訴訟の提起及び高等行政裁判所に對する Anschlussklage (本法第六十三條) の場合には夫々裁決廳若は裁判所に提出する。

(註七) 法定期間内では一旦提起せる訴願を行政訴訟に變更することが出来る。又第三項の規定は異なる者が同一處分に對して異なる救濟手段を選択せる場合には適用がない (OVG. XXXII 413ff)。又訴に訴願を豫備的に併合して提起することは出来ない。

新法典は以上の諸規定を第七十九條を以て廢止し、第四十五條乃至第五十四條を以て是に代へた。其の改正の主たる點は、訴願に上級審を認めず裁決に不服なる者は常に行政訴訟を提起すべきものとしたること、及び訴願に代へ之を經由せず直に提出することを得た行政訴訟(所謂 Wahlklage)の廢止である。^(註)

(註) 新法典第五十三條が覆審的争訟の提起に處分の停止的效果を規定したのは、§ 53 LVG. に由來するのである。

(三) 警察命令 過去八十年間普魯西警察法の樞軸たりしものは、警察の目的に關する § 10 II 17 Alt. の他、警察權の規律の對象たる生活領域を限定する舊警察行政法第六條、及び人民の自由財産を侵害するに就いて警察權の一般の限界を定める同法第十五條である。

第六條 第三級警察規則ノ規定スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

- (イ) 人身及財産ノ保護
- (ロ) 公共ノ街路若ハ場所、橋梁沿岸及水路ニ於ケル交通ノ秩序・安寧及便益
- (ハ) 市場取引及食料品ノ公ノ販賣
- (ニ) 多衆ノ公ノ會合ニ於ケル秩序ト規律
- (ホ) 公衆ノ出入及宿泊ニ關スル公益、葡萄酒・麥酒・珈琲營業ソノ他ノ飲食店
- (ヘ) 生活及健康ノ保護
- (ト) 建築工事ニ於ケル火災ノ危險並ニ公共ノ損害及危害ヲ伴フ行爲・企業及事件等ニ對スル保護
- (チ) 田畑・草原・牧野・森林・植樹・葡萄園等ノ保護

普魯西警察法制の概要 (田上)

(リ) 其他總ヘテ町村及其住民ノ特殊利益ニ關シテ警察上規律サルルコトヲ要スルモノ

第十五條 法律若ハ上級行政廳ノ命令ト矛盾スル規定ハ之ヲ警察規則(本法第五條第十一條)ノ中ニ設クルコトヲ得ス

警察命令が獨立性を有し、是に對する自由權の主張は唯法律の先占區域に於いてのみ認められることは、殊に右の第十五條が示す所である。警察權が人民に新なる義務を課することを得ず、又既存の義務を變更するを得ないとする判例は、その反覆主張されるにも拘はらず格別の論據なく、且つその事案は何れも AIR. の示す警察目的、若は前掲第六條の示す規定領域に牴觸する場合に他ならない。^(註一) 尙第十五條は明文の規定の變更のみならず先占區域の補充をも禁止するものである。^(註二)

第六條は本來第三級警察廳の權限を定むるに過ぎないが、第一・二級警察廳に關する同法第十二條と相並んで、廣く警察權の對象たる領域を規定するものと認められるに至つた。従來は警察命令權は悉く君主の名に於いて行はれ(6 II 13 AIR.)、その行使は常に認可を必要とした。舊警察行政法は第十四條を以て地方行政廳の法律に依らざる禁止・罰則制定權を廢すると共に、警察に關しては是に獨立命令權を賦與したのである。第六條の列擧せる中特に^(註三)(リ)號の内容が問題となる。或は § 10 II 17 AIR. の範圍内にて本條の列記に洩れたものと解し、或は^(註四)(イ)號乃至^(註五)(チ)號の事項と關聯・類似あるものとし、或は既に保有せる列記以外の事項の宣言的規定なりとする。併し乍ら同號は實に警察權の對象が本來無制約なることを示すもので、その制限は前掲の警察目的・第十五條及び本號の「町村及其住民ノ特殊利益」あるに過ぎない。然らば本條自身殆んど例示的規定に近いやうになるが、其の列記事項の中には警察目的の消極性を超ゆるものあるは明かである。尙本號に關聯して警察と私法との關係を見るに、第一に民法

その他私法規定の先占區域に非ざる相隣權・賃借權等に關して、警察命令が私法法規を定立することがある。^(註六) 第二に當事者は警察權の發動に際して私權を以て對抗することが出来ない。是は憲法問題として別の機會に論じた。^(註七) 第三に警察權を以て私權を保護すべきか。是は明示の規定ある場合の外は、唯私權が公共の安寧秩序に不可分の關係あるとき或は財産權の危害が刑事犯に依る場合、若は急迫にして自救權の是認される場合に限る。

新法典は警察命令の實質的有效要件に關しては、第十四條の外第三十條に於いて、警察命令が上位の法規の限界を遵守すべく、殊に法律の先占區域に於いては獨立命令の餘地なき旨を明かにした。是に反して前掲第六條に代るべき規定は設けなかつたのである。

(註一) 例へば手数料の徵收・前庭の設置は警察目的の範圍外であり、又私道の管理・軌道敷設の受忍義務は第六條の規定領域より批判するべき判決である (Friedrichs, a. a. O. S. 237ff)。前掲三ヶの法條は共に獨立命令を認むるに非ざれば無意味であつて、隨つて又是等の規定が獨立命令の授權を含むと解される所以である。是に對して廣く行政處分の羈束性を唱ふる通説 (vgl. Jellinek, System, S. 330) に就き、拙稿、前掲一〇八頁以下。

(註二) 例へば道路掃除を法律にて規定せるとき履行の日時・方法を警察命令にて規定するは適法であるが、法律が單に柵の設備を要求せる場合に、命令を以て特に其の鐵製なるべき旨を規定するは權限の踰越と解される (Friedrichs, a. a. O. S. 242)。尙第十五條が行政命令との牴觸に及ばないことは、一般に警察命令が訓令よりも遙かに嚴重な手續を要し、又同法第十六條に内相の取消權を制限したことより見るも明かである (Ibid., S. 241)。

(註三) 第六條の列擧せるうち (イ) 號は警察の職分の大部分を包含する。(a) 身體及び財産に共に危險あるは爆發物の使用・電氣汽鐘等の使用の取締等、(b) 特に人身に危險なるは武器の使用・工場の設備その他衛生警察が之に屬すべく、(c) 動産の保護

としては傳染性獸疫その他畜産の保護等、其の他(4)不動産限界の標識・風車の建設地點・水利等の取締がある。(ロ)號は公物たる道路を規定する。是に關して(a)建築警察に於いては警察義務者に對する處分に依り、(b)交通警察に於いては、妨害者に對しても、且つ又命令の形式に於いても發動する。此の兩者は *Zuständigkeits-G. §56* の救済方法に依り保護されたが、(6)保安警察は *IVG.* の救済方法認められ、且つ義務者に對する發動なきも私道に關しても認められる。尙道路に突出せる階段を除去せしめる要求は、市町村に對するときは道路管理者に對するもので、家屋占有者に對するときは妨害者に對する交通警察の發動に該當する。道路の建設・清掃・採光・標識も亦交通と管理との両面より考へられる。(ニ)號は集會・結社を含む。(ト)號に就き(6)火災警察は火災の豫防・消防の爲の援助強制、火災保險の統制等に關し、(b)建築警察は建築の許可・建築物利用維持の條件・工事の監督等を含む (*Ibid.*, S. 39F.)。

(註四) 第一説は *OVG. XXXIX280, 418 et passim.* 第二説は *Biermann, Privatrecht u. Polizei*, S. 10. 第三説は *Ibid.*, S. 3.

(註五) *Bosin, Polizeiverordnungsrecht*, S. 51, 122, 141; *Friedrichs, a. a. O. S. 189ff* 即ち(1)第十五條により、刑法刑訴訟等の規定する事項・陸海軍刑罰・出版印行等は獨立命令の範圍外である。(2)財政は警察目的よりして除外せられ、宗教・藝術・文化・教育には主として妨害排除の爲の保護或は夫自身の伴ふ危険に因り演劇の許可・脚本の檢閲等が行はれる。風俗警察は第六條の列記に洩れて居るが、警察目的よりして(リ)號に包含される。營業警察に關しても、營業の許可が原則として羈束された裁量に屬すことは警察目的より見て當然であり、又少年婦女子の勞働者の保護等は是に屬する。(3)一般統治權の發動に基づく官廳の權限・組織・國籍・移住・貨幣制度等が警察權に屬せざるは、それが一町村及び其の住民の特殊利益に關せざるからである。

(註六) *Friedrichs, a. a. O. S. 191ff.* けれども是は警察の消極的目的よりすれば説明が出来ないことである。

(註七) 拙稿、前掲一一八頁以下。故に例へば家宅權・逮捕等の如く法律に依り特に保障される場合を除き、契約の履行・所有

權の制限される場合が少くない。不潔物の放流は地役權ある場合にも取締ることを得べく、公娼は一定地域外にては居住することを得ず、是に關して公娼は其の地域外にある家屋所有權を以て對抗するを得ない。

新法典第二十四條は從來の判例・學說に従つて警察命令を定義した。新法典には對應する規定を缺くが、舊警察行政法第十七條に曰く、

警察裁判官 (Polizeirichter) ハ警察規則 (第五條・第十一條) ニ對スル總ヘテノ違反行爲ニ付判決セサルヘカラス 此ノ場合ニハ該規定ノ法律上ノ效力ノミ本法第五條第十一條第十五條ノ所定ニ從ヒテ較量スルコトヲ得ルモ、ソノ必要性若ハ合目的性ハ之ヲ較量ニ入ルルコトヲ得ス^(註)

隨つて前提たる事實の現存せりや否は審査出來ないけれども、行政廳は常に上述せる實質的要件をば警察命令の形式的有效要件と共に審査することが出来る。次に此の形式的要件に關する規定を一瞥しよう。

(a) 權限ある行政廳の發したること。主たる規定は

第五條 (Pg.) 第三級警察事務ヲ擔當スル行政廳ハ町村參事會 (Gemeindevorstand) ノ審議ヲ經テ當該町村ニ效力アル第三級警察規則ヲ發シ、之ニ從ハサル者ニ三タリレル以下ノ金錢罰ヲ科スルコトヲ得
罰則ハ縣知事ノ認可アリタルトキハ十タリレル迄之ヲ科スルコトヲ得

縣知事ハ第三級警察規則ノ公布方法及其ノ有效要件タル形式ニ關シテ必要ナル規定ヲ發スヘシ

第百三十六條 (IVG. 以下同シ) 法律カ中央官廳ニ依リ特別ノ警察規則 (Verordnungen, Anordnungen, Reglements etc.) ノ發布アルヘキコトヲ明示スルトキハ、大臣ハ其所管事項ニ付キテ全國若ハ其一部ニ對シテ之ヲ發シ且ツ之ニ從ハサル者ニ一五〇馬克以下ノ金錢罰ヲ科スルコトヲ得

(第二項ハ廢止・變更サレタルヲ以テ之ヲ略ス)

帝國刑法典第三百七十六條五號ノ豫定スル命令ハ主務大臣亦之ヲ發スルコトヲ得

第三百三十七條 州知事ハ一八五〇年三月十一日警察行政法第六條第十二條第十五條（以下省略）ニ因リテ、同一ノ縣ニ屬セサル

市郡若ハ二以上ノ縣若ハ州全體ニ效力アル警察規則ヲ發シ、之ニ從ハサル者ニ一五〇馬克以下ノ金錢罰ヲ科スルコトヲ得

縣知事ハ二以上ノ市郡若ハ縣全體ニ付右ト同様ノ權限ヲ有ス

警察規則ヲ發布スル縣政府ノ權限ハ之ヲ廢止ス

第三百三十八條（第一項第二項ハ既ニ變更サレタルヲ以テ之ヲ略ス）

普魯西州及ボンメルン州ニ於ケル港灣及内地水路ノ水先案内強制ノ輕減ニ關スル一八五三年五月九日法律ノ規定ノ適用ニ關シテハ縣知事カ縣政府ニ代ルモノトス

第三百三十九條 第三百三十七條第三百三十八條ニ依リ州知事ノ發スル警察規則ハ州參事會 (Provinzialrat) ノ同意ヲ要シ、又縣知事

ノ發スル警察規則ニハ縣參事會 (Bezirksausschuss) ノ同意ヲ要ス 緊急ノ必要アル場合ニハ州知事並ニ縣知事ハ州參事會若

ハ縣參事會ノ同意ヲ得ルニ先タチテ警察規則ヲ發スルコトヲ得 此ノ同意カ警察規則ノ公布ノ日ヨリ三月以内ニ與ヘラレサル

トキハ州知事若ハ縣知事ハ該規則ヲ廢止スルコトヲ要ス

第四百四十二條 郡長ハ一八五〇年三月十一日警察行政法（以下略）ノ規定ニ依リ郡參事會 (Kreisauusschuss) ノ同意ヲ經テ、二

以上ノ第三級警察區若ハ郡全體ニ效力アル警察規則ヲ發シ且之ニ從ハサル者ニ一五〇馬克以下ノ金錢罰ヲ科スルコトヲ得

第四百四十三條 第三級警察規則ハ州ノ保安警察ノ範圍ニ屬セサル限り町 (Städte) ニアリテハ町參事會 (Gemeindevorstand) ノ

同意ヲ要ス 町參事會カ同意ヲ拒ミタル場合ニハ行政廳ノ申立ニヨリ縣參事會ノ議決ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

緊急ノ必要アル場合ニハ第三級警察廳ハ町參事會ノ同意ヲ得ルニ先タチテ警察規則ヲ發スルコトヲ得 此ノ同意カ警察規則ノ

公布ノ日ヨリ四週間以内ニ與ヘラレサルトキハ行政廳ハ該規則ヲ取消スコトヲ要ス

第七條 (IG.) 農業警察ノ事項ニ關スル命令ニハ町村會 (Gemeindevorstellung) ノ同意アルコトヲ要ス 其審議ハ第三級警察

事務ヲ擔任スル官公吏之カ議長トナリテ行フモノトス

即ち大臣は他の警察廳と異り合議機關の協力（諮問若は同意）を要せざる代りに、警察命令を發するに就いて特別の法律に依る委任がなければならぬ。金錢罰の限度を一五〇馬克とすることは一九二四年二月六日の命令に基づく。尚右の諸規定が警察命令に關する手續の規定であつて、授權を定立する實質的規定に非ざること（註二）は謂ふ迄もない。新法典は第二十五條乃至第二十九條及び第三十三條に於いて殆んど舊法制をその儘踏襲した。

(b) 内容が特定せること。但し他の法令・處分・告示等に因る補充は固よりであるが、條件・期限の如きも必ずしも不合法ではない。（註三）是は從來學說及び判例の認むる所であつて、新法典の第三十一條は明文を以て規定した。

(c) 公布形式の適法なること。主たる規定は

第四百四條 (LVG) 第三百三十六條第三百三十七條及第三百三十八條所定ノ警察規則ハ警察命令ナル名稱ヲ附シ、且第三百三十六條若ハ第三百三十七條及第三百三十八條、又第三百三十七條ノ場合ニ於テハ同條ニ掲クル法律規定ヲモ引照シテ、之ヲ施行スル縣ノ官報 (Amtsbätter) ヲ以テ公布スルモノトス

第四百四十四條 (第一項ハ變更サレタルヲ以テ省略ス)

更ニ縣知事ハ第三級・第二級警察規則ノ公布方法並ニ有效要件タル形式ニ關シテ規定ヲ設クルコトヲ得

右は強行法規であつて、是に違反した命令は無効であり、是は裁判官の職權調査事項である。之に反して副本を直接上級廳に提出すべしとする規定 (§ 8, 10 P.G.) は訓示的である。新法典は第三十二條第三十五條で是を規定した。

(註一) 本條に所謂「警察裁判官」とは警察法令を適用して裁判する機關を云ひ、一般に上級審級・司法裁判所・行政裁判所又場合に依つては處分廳自身が是に屬する。而して茲に所謂「警察規則」が警察命令を意味するは明かである。蓋し警察處分に對し

ては上述の如く法律上の救済手段が認められ、又期間徒過若は裁決・判決の確定の後には效力を左右し得ざるからである。但し警察命令の審査は具體的の一件事に關して其の適用を拒否することあるに止まり、命令自體の廢止に非ざること謂ふ迄もない。(註二) 第三百三十九條に於いて廢止 (Auseerkräftsetzung) とは初に遡り效力なきものとする意味である。同條で參事會が承諾を與へなかつた場合に一般の警察處分に對すると同様不服申立の途が認められるやは争があるが、第四百四十三條の反對解釋及び、所謂承諾が立法行為にして行政行為に非ざる點で消極的に解される (Branchisch, a. a. O. S. 252)。次に第四百四十三條に所謂保安警察とは人の反社會的意思に對する豫防保護を目的とするもので、是に反し人の故意なく發生し得る自然的事象に對する警戒は是に該當しなことを解される (Friedrichs, a. a. O. S. 225, 226; Brunschich, a. a. O. S. 255)。

(註三) vgl. Rosin, a. a. O. S. 152

最後に警察命令の效力に關しては新法典第三十四條及び第三十六條乃至第三十九條の規定がある。舊法制では

第四百四十一條 (IVG) 第四百四十條ニ依り公布セル警察命令カ其效力ノ發生時期ヲ定メタルトキハ效力ノ開始ハ此規定ニヨリテ判定スヘク、又公布サレタル警察命令カカカル時間ノ規定ヲ含マサルトキハ之ヲ公布セル官報發行ノ日ヨリ滿八日ノ後ヲ以テ效力ヲ生ス

第四百四十五條 第三級・第二級警察規則ヲ (週及的ニ) 廢止スル權限ハ縣知事ニ屬ス 緊急ノ必要アル場合ノ外ハ此ノ權限ハ唯縣參事會ノ同意ヲ經ルコトニヨリテノミ行使スルコトヲ得

法律ニ反對規定アル場合ヲ除キテ、總ヘテ (第三級第二級若ハ縣・州ノ) 警察規則ヲ (週及的ニ) 廢止スル内務大臣ノ權限 (一八五〇年三月十一日法律第十六條、以下略) ハ河川・航行及港灣警察規則 (第三百三十八條) ニ關シテハ獨逸國交通部ノ權限ニ屬セサル限リ農林大臣若ハ農林大臣ト商工大臣若ハ商工大臣之ニ代ルモノトス (註)

(註) 本條は警察權が總べて統一的な國權の發動として全國に統制さるべき爲認められるものである。本條一項に依り舊警察行政法第九條は重大な變更を蒙つた。參照すること次の如し。

第九條 (Pg.) 知事ハ總ヘテ第三級警察規則ヲ理由ヲ附シタル (法定ノ) 形式ノ決定ヲ以テ廢棄スルコトヲ得
第十六條 內務大臣ハ法律ニ反對ノ旨ノ規定ナキ限り、總ヘテ警察規則ヲ要式ノ決定ヲ以テ廢棄スルコトヲ得
警察規則ニシテ、國王カ發シ若ハ國王ノ裁可ヲ經テ發シタルモノナルトキハ前項ノ決定ニハ國王ノ裁可ヲ要ス

H Gesetz, betreffend den Erlass polizeilicher Strafverfügungen wegen Übertretungen (vom 28. April 1883) 新法典第十一章警察罰處分の規定は殆んど總べて本法を踏襲して居る。

第一條 一定ノ區域ニ於テ警察行政ヲ掌ルモノハ其ノ管轄區域内ニテ犯サレ且行政範圍ニ屬スル違警罪ニ對シテ處分ヲ以テ刑罰ヲ確定シ又定メラレタル沒收ヲ科スルコトヲ得

罰金刑ヲ確定セルトキハ同時ニ無資力ノ場合ニ之ニ代ルヘキ拘留ヲ定ムヘシ但少年ニ對スル科罰處分ハ此ノ限ニ在ラス (少年審判所法第一條第四〇條)

確定サルヘキ金錢罰ハ其ノ額一五〇馬克ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 警察廳ニ依ル刑罰ノ確定ハ次ノ場合ニハ除外セラレ

(イ) ライン航行裁判所 (Rheinsechiffahrtengerichte) エルハ航行裁判所、若ハ勞働裁判所ガ判決スル權限アル違警罪 (ロ) 公課若ハ地租ノ徵收ニ關スル規定ノ違反 (ハ) 鑛業警察ノ規則ニ對スル違警罪

第三條 警察罰ノ罪責アリトサレタル者ハ科罰處分ノ告示アリタル時ヨリ一週間以内ニ、之ニ對シテ刑事訴訟法ニ從ヒ正式ノ裁判ヲ申立ツルコトヲ得

十四歳乃至十八歳ノ罪責アル者ニ對シテ科罰處分カ發セラレタルトキハ此ノ者ニ付進行スル期間内ニアリテハ其ノ法定代理人モ亦正式裁判ヲ申立ツルコトヲ得

第四條 科罰處分ニハ刑罰ノ確定ノ外、可罰行爲・其ノ時ト所・適用サルル罰則・證據方法並ヒニ金錢罰ヲ支拂フヘキ金庫ヲ示

スコトヲ要ス

右ノ處分ニハ(イ) 罪責アル者カ告示アリタル時ヨリ一週間以内ニ正式裁判ノ申立ヲ得ルコト(ロ) 此申立ハ科罰處分ヲ發シタル警察廳若ハ管轄區裁判所若ハエルベ關稅裁判所、ライン航行裁判所ニ提起スヘキコト(ハ) 特定期間内ニ正式裁判ノ申立ヲ爲ササルトキハ科罰處分ハ執行サルヘキニ至ルコトヲ示スヲ要ス

第五條 警察罰處分ハ發布サルヘキ施行規則ニ從ヒ罪責アル者ニ公務員(Oberth. Beamter)ヲ通シテ交付スヘシ

第八條 警察罰處分カ罪責アル者ニ交付サルルニ先立ち區裁判所檢事カ之ニ異議ヲ述ヘタルトキハ此ノ處分ハ效力ヲ失フ

第十條 警察處分ニシテ執行可能トナリタルトキハ同一ノ行爲ニ付更ニ皆發サルルコトナキモノトス、但シ其ノ行爲カ違警罪(Ubertretung)ニ非スシテ輕罪若ハ重罪(Vergehen, od. Verbrechen)ニ該當シ、從ツテ警察廳カ其ノ權限ヲ踰越セルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

右ノ場合ニハ訴訟手續ノ間ハ科罰處分ノ執行ヲ停止スヘシ輕罪若ハ重罪ノ判決確定スルトキハ科罰處分ハ效力ヲ失フ

警察罰處分は原則として地域的警察權を行使する者が行ふ。新法典第六十二條は救濟手段として正式裁判の申立と相並び監督廳に訴願する途を開いた。

第二節 新法典の梗概

新法典制定の目的は第一讀會に於ける委員會報告に依れば次の二點である。(註)
(1) 普魯西警察法の總則を形式的に而して一部分は實質的にも編纂すること。蓋し、警察法制は極めて多數の法律中に散在するのみならず、其の根本原則にして専ら判例のみに倚存するものが尠くない爲に、關係當事者・一般人民の法的安全よりして、法典編纂は緊急の必

市郡警察廳ハ第六條ニ基キテ設ケラレタル警察官廳、之ナキ場合ハ郡ニアリテハ郡長、市ニアリテハ市長トス

第三級警察廳ハ第六條ニ基キテ設ケラレタル警察官廳、之ナキ場合ハ市及現行市制ノ一ノ適用ヲ受クル町ニアリテハ

市長、郡ニアリテハ之ニ關スル特別法ノ制定ニ至ル迄現行法ニ依ル警察廳トス

縣警察廳ハ市參事會ノ同意ヲ得テ、市長ニ代ヘ特別ノ官吏(吏員)ニ第三・二級警察事務ヲ委任スルコトヲ得 町長單

獨ニ參事會ヲ構成スル町ニ於テハ町長及助役ノ合議體カ參事會ニ代ル 本項ノ同意ハ縣參事會代リテ與フルコトヲ得

第一級及第二級警察廳ノ權限ハ主務大臣ニ諮リテ內務大臣之ヲ定ム 此ノ規定ハ普邦法律錄ヲ以テ公布スルモノトス

第四條 伯林 警視總監 ポリツインシヤント ハ第一・二・三級警察廳ノ權限ヲ併セ行フ但シ伯林 高級助役 ハイペルゼユルマイスル ニ委任サレ、若ハ內務大臣カ主

務大臣ニ諮リテ委任スルコトアルヘキ各種警察事務ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 村ニアリテ第六條ニ基ク特別ノ警察官廳設ケラレサルトキハ 村長 ゲマインシャフホルシユトマン ハ第三級警察廳ノ機關トシテ左ノ職務ヲ行フ

モノトス

(イ) 第三級警察廳ヨリ特ニ委任セル警察事務ノ執行

(ロ) 警察權ノ即時發動ノ要アルトキハ必要ナル處置ヲ臨時ニ命シ且執行スルコト

(ハ) 本法第十五條ニ依ル檢束

(ニ) 警察監視ニ付セラレタル者ノ監視

(ホ) 警察法令ニ依ル届出ノ受領

第二級警察廳ノ申立ニ因リ村長ハ亦檢事ノ補助官吏ニ任命サルコトヲ得

第六條 內務大臣ハ第三級警察區若ハ其ノ一部ニ付第三級警察事務ノ全部若ハ一部ヲ特別ノ警察官廳ニ委任スルコトヲ得 此ノ官

廳ノ事物管轄ハ主務大臣ニ諮リテ內務大臣之ヲ定ム 此ノ規定ハ普邦法律錄ヲ以テ公布スルモノトス

第三級警察事務ノ一部カ特別ノ警察官廳ニ委任サレタルトキハ警察官吏ノ事物管轄ハ其ノ所屬警察廳ノ權限ニ從フ 警察權ノ

即時發動ノ要アルトキハ警察執行ノ官公吏ハ前項第二段ノ管轄規定ニ拘束サレズ、常ニ必要ナル處置ヲ臨時ニ命シ且執行スルコトヲ得 管轄警察廳ニハ遲滞ナク報告スヘキモノトス

第七條 内務大臣及之ニ屬スル警察監督廳ハ地方警備隊^{地方警備隊}ノ公吏及特別ノ場合ニハ他ノ警察官吏ヲモ警察事務ノ處理ヲ補助スル爲警察廳ニ配置スルコトヲ得

第八條 特別警察廳ハ其ノ組織及特別權限ニ付變更セラルルコトナシ

第三章 警察監督廳

第九條 普通警察廳ノ警察監督廳ハ左ノ如シ

(イ) 縣警察廳及伯林警視總監ニ付主務大臣

(ロ) 市ノ第三級警察廳・第三級警察廳タル郡長・第二級警察廳及第六條ニ依リテ設ケラレタル警察官廳ニ付縣知事及主務大臣、伯林高級助役ニ付伯林市長及主務大臣

(ハ) 其ノ他ノ第三級警察廳ニ付郡長・縣知事及主務大臣

第十條 普通警察廳ノ警察權行使並ニ其ノ設備・執務ニ關スル一般職務監督ハ主務大臣ニ諮リテ内務大臣之ヲ行ヒ、又其ノ下級警察監督廳之ヲ行フ

各大臣ハ其ノ所管事項ニ付警察廳ニ對シテ主務監督ヲ行フ

第十一條 警察監督廳ハ其ノ權限内ニ於テ其ノ監督ニ服スル警察廳ニ訓令ヲ發スルコトヲ得 警察廳ハ此ノ訓令ニ從フコトヲ要ス
第十二條 第一・二級警察廳ハ法律ノ定ムル場合若ハ急迫ノ危險アルトキハ警察命令權ヲ除ク外下級警察廳ノ權限ヲ行使スルコトヲ得

下級警察廳ハ急迫ノ危險アルトキハ警察命令權ヲ除ク外上級警察廳ノ權限ヲ行使スルコトヲ得

前二項ノ場合ニハ本來ノ權限アル警察廳ニ遲滞ナク、行ヒタル處置ヲ報告スヘシ

第五章 警察義務者

第十八條 警察廳ハ人ノ警察違反ノ行動若ハ物ノ警察違反ノ状態ニ因リ必要トナレル處置ヲ、警察上ノ行動若ハ状態ニ關シ責任（警察義務）アル者ニ對シテ加フヘキモノトス

第十九條 公共ノ安寧若ハ秩序カ人ノ行動ニ依リ妨害若ハ危害ヲ加ヘラルルトキハ、警察廳ハ妨害若ハ危險ヲ惹起セル者ニ對シテ發動スヘキモノトス

刑罰能力ナキ少年及精神病若ハ心神耗弱ニテ禁治産ノ宣告ヲ受ケ若ハ臨時ニ後見ニ付セラレタル者ノ警察上ノ行動ニ對シテハ、其ノ監督義務者モ亦責任ヲ負フ

第二十條 爲他人ヲ使用スル者ハ、被用者カ事業ノ執行ニ付爲セル警察上ノ行動ニ對シテ被用者ト並ヒ責任ヲ負フ

第二十條 物ノ警察ノ目的ニ適セル状態ニ對シテハ、所有者責ヲ負フ
物ノ上ニ事實的權力ヲ行使スル者ハ其ノ警察上ノ状態ニ對シ所有者ト並ヒ責任ス 所有者ノ意ニ反シ事實的權力ヲ行使シ或ハ所有者ト合意ノ上書面若ハ調書ニ依ル申立ニ因リ管轄警察廳カ單獨ノ警察違反アリト認メタル場合ニハ所有者ニ代リテ責ヲ負フ
本條ハ公ノ道路及水路ニハ之ヲ適用セス

第二十一條 公共ノ安寧若ハ秩序ニ對シ既ニ發生セル妨害ノ除去或ハ直而セル警察上ノ危險ヲ防止スル爲已ムヲ得サルトキハ、警察廳ハ第十八條乃至前條ニ依ル警察義務ナキ者ニ對シテモ處置ヲ行フトヲ得 但シ此ノ處置ハ警察廳カ危險排除ノ爲他ノ處置ヲ行フトヲ得サル場合及期間ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第六章 警察行政廳ノ土地管轄

第二十二條 警察廳ノ管轄ハ警察區ノ外ニ及ハス 警察廳ハ其ノ警察區ニ於テ警察上保護セラルヘキ利益カ害サレ若ハ危險ニ瀕スルトキ、土地管轄ヲ有スルモノトス

警察官公吏カ管轄監督廳ノ訓令若ハ管轄警察廳ノ要求ニ因リ他ノ警察區ニ在ルトキハ、其ノ警察區ヲ管轄スル警察官公吏ト同様

ノ權能ヲ有ス

第二十三條 警察ノ職務ヲ履行スル爲隣接ノ警察區ニ於ケル警察處置ヲ必要トシ、且管轄警察廳ノ協力ヲ求ムル爲撥齎スルコトニヨリ干涉ノ效果ヲ害スル場合ニハ、當該警察廳ハ隣接區ニ於テモ亦必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

現行犯ヲ追迹シ犯行ヲ直接阻止シ、又ハ逃走者ヲ追迹シテ再ビ逮捕スル爲、警察執行官公吏ハ其ノ行政廳ノ管轄區外ニ於テモ職務行爲ヲ爲スコトヲ得

管轄警察廳ハ爲サレタル處置ニ付遲滯ナク報告ヲ受クヘシ

警察事務ニシテ隣接警察區間ニ統一的規律ヲ適當トスル場合ニハ關係警察廳ニ共通ノ上級警察監督廳力權限アル警察廳ヲ定ム

第七章 警察命令

第二十四條 警察命令トハ不特定數ノ事件ニ付不特定數ノ人ニ向ケラルル警察上ノ命令若ハ禁止トス

第二十五條 內務大臣及主務大臣ハ內務大臣ニ諮リ其ノ所管事項ニ付邦全體若ハ二州以上ニ跨ル地域ニ警察命令ヲ發スルコトヲ得

大臣ノ發シタル警察命令ハ遲滯ナク邦議會ニ提出スヘシ 此ノ命令ハ邦議會ノ要求アルトキハ廢止セラレ

州知事ハ州全體若ハ二縣以上ニ跨ル地域ニ警察命令ヲ發スルコトヲ得 伯林市長ハ此ノ限ニ在ラス

州知事ノ發スル警察命令ハ州參事會ノ同意ヲ要ス 急迫ノ場合ニハ警察命令ハ事前ノ同意ナクシテモ之ヲ發スルコトヲ得 同

意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ三月以内ニ與ヘラレサルトキハ此ノ命令ハ效力ヲ失フ

第二十六條 縣知事ハ縣全體若ハ二郡(若ハ市)以上ニ跨ル地域ニ警察命令ヲ發スルコトヲ得

伯林警視總監ハ第一級警察廳トシテ市參事會ニ諮問ノ後警察命令ヲ發スルコトヲ得

縣知事若ハ第一級警察廳タル伯林警視總監ノ發スル警察命令ハ縣參事會ノ同意ヲ要ス 急迫ノ場合ニハ警察命令ハ事前ノ同意ナ

クシテモ之ヲ發スルコトヲ得 同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ三月以内ニ與ヘラレサルトキハ此ノ命令ハ效力ヲ失フ

(註) 伯林ハ Provinz トシテ取扱はれる爲に縣參事會(Bezirksausschuss)を有するのである。尙本條の市參事會(Magistrat)

は地方團體の機關であり *Provinzialrat, Bezirksausschuss, Kreisanschluss, Stadtausschuss* 等が國の行政機關たるに異る。但し後者も亦州・縣・郡・市參事會と譯したけれども、適當な譯語がなかつたからである。 *vgl. Giese-Neuven-Gahn, Deutsches Verwaltungswortb., S. 51 ff., 65 ff.*

第二・三級警察廳トシテ伯林警視總監ハ市參事會ノ同意ヲ得テ警察命令ヲ發スルコトヲ得 急迫ノ場合ニハ警察命令ハ事前ノ同意ナクシテモ之ヲ發スルコトヲ得 同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ六週間以内ニ與ヘラレサルトキハ警視總監ノ申立ニ因リ縣參事會ヲ以テ代フルコトヲ得 縣參事會ノ同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ三月以内ニ與ヘラレサルトキハ此ノ命令ハ效力ヲ失フ 第二十七條 郡長ハ郡全體・第三級警察區ノ一若ハ二以上ニ跨ル地域ニ警察命令ヲ發スルコトヲ得 郡ノ一部ニ警察命令ヲ發スルハ、第二十八條ニ基キ第三級警察廳ニ特別ナル警察命令權カ屬スル區域ニハ適用ナシ

第二級警察命令ハ郡參事會ノ同意ヲ要ス 其ノ特別ノ町村ニ效力アルニ止マル場合ハ發布ニ先タチ管轄町村參事會ニ諮問スヘシ

急迫ノ場合ニハ警察命令ハ事前ノ同意若ハ諮問ナクシテモ之ヲ發スルコトヲ得 同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ六週間以内ニ與ヘラレサルトキハ同意ハ第二級警察廳ノ申立ニ因リ縣參事會ヲ以テ代フルコトヲ得 縣參事會ノ同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ三月以内ニ與ヘラレサルトキハ此ノ命令ハ效力ヲ失フ

第二十八條 住民五千ヲ超ユル町村ニテハ第三級警察廳ハ町村參事會ノ同意ヲ得テ警察命令ヲ發スルコトヲ得 町(村)長單獨ニテ參事會ヲ構成スル町村ニ於テハ町(村)長及助役ノ合議體カ參事會ニ代ハル 又ハ制度ヲ探ル地方ニテハ住民五千ヲ超ユルあむと(町)長ハあむと參事會ノ同意ノ下ニ、又あむつべちるく制度ヲ探ル地方ニテハ住民五千ヲ超ユルべちるく(村)長ハ參事會ノ同意ノ下ニ同様ノ權能ヲ有ス

(註) あむとはラインランド及びヴェストファーレンに特有の地方團體である。又あむつべちるくは東部諸州及びシユレスウイヒ、ホルシュタインに特有の制度である。

急迫ノ場合ニハ事前ノ同意ナキモ警察命令ヲ發スルコト得 同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ六週間以内ニ與ヘラレサルトキハ第三級警察廳ノ申立ニ因リ、町村ニテハ郡クライスタッシュ參事會ヲ以テ、又市ニテハ縣參事會ヲ以テ代フルコトヲ得 郡參事會若ハ縣參事會ノ同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ三月以内ニ與ヘラレサルトキハ此ノ命令ハ效力ヲ失フ

第二十九條 第六條ニ基キ警察官廳カ設ケラルルトキハ此ノ官廳ハ其ノ行政區域ノ全部又ハ一部ニ警察命令ヲ發スルコトヲ得 之カ爲ニハ町村參事會ノ同意ヲ要ス 町(村)長單獨ニ參事會ヲ構成スル町村ニテハ町(村)長及助役ノ合議體カ參事會ニ代ハル急迫ノ場合ニハ事前ノ同意若ハ諮問ナキモ警察命令ヲ發スルコトヲ得 同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ六週間以内ニ與ヘラレサルトキハ警察官廳ノ申立ニ因リ縣參事會ヲ以テ代フルコトヲ得 縣參事會ノ同意カ警察命令ノ公布ノ日ヨリ三月以内ニ與ヘラレサルトキハ此ノ命令ハ效力ヲ失フ

第三十條 警察命令ニハ法律若ハ上級廳ノ法規命令ト矛盾スル規定ヲ設クルヲ得ス

上級警察廳ノ警察命令ノ規定スル事項ハ其ノ明示的ニ許容スル場合ニ限り下級廳ノ警察命令ヲ以テ補充的規定ヲ與フルコトヲ得 第三十一條 警察命令ノ目的ハ警察廳ニ其ノ義務タル監督ヲ容易ナラシムルノミニ止マルコトヲ得ス

警察命令ノ内容ハ確定セルコトヲ要ス 警察命令中ニ含マレサル規定(例ヘハ告示)カ存續期間ニ制限ナキ命令若ハ禁止ヲ含ムトキハ警察命令中ニ引用スルコトヲ得ス

大臣ノ警察命令カ監督ヲ要スル施設ニ關スルトキハ技術的規則ニ付特別ノ專門側ノ告示ヲ引用スルコトヲ得 此ノ告示ノ公示方ハ警察命令中ニ之ヲ定ムヘキモノトス 其ノ公示アリタル場合ニハ普邦法律錄ニ於テ引用スヘシ

第三十二條 警察命令ニハ左ノ事項ヲ明示スルヲ要ス

(イ) 其ノ内容ヲ瞭然タラシムル名稱

(ロ) 表題ニ於テ警察命令タルコト

(ハ) 此ノ命令ヲ發スル根據タル法律ノ規定

(ニ) 施行區域

(ホ) 他ノ機關ノ同意若ハ諮問カ法律上規定サルルトキハ此ノ命令ヲ發スルニ付同意若ハ諮問ヲ得タル機關

第二十六條三項第二段第二十七條三項第二十八條二項第二十九條二項ノ場合ニハ警察命令カ規定サレタル機關ノ同意若ハ諮問
ナク發セラレタルコト

(ヘ) 發布セル年月日

(ト) 命令ヲ發シタル行政廳

第三十三條 警察命令ニハ之ニ違反セル場合ニ第五十五條一項三項ノ執行罰及第五十六條ノ代執行ヲ科スル旨定ムルコトヲ得 此
ノ場合ニ執行罰及代執行ヲ決定スルハ常ニ第三級警察廳トス 第五十五條三項(イ)號所定ノ最高額ハ大臣及州知事ノ警察命令
ニモ之ヲ適用ス 大臣ノ警察命令ニハ純然タル違反行爲ニ對シテ右ノ強制方法ニ代ヘ一五〇馬克以下ノ金錢罰若ハ特ニ重キ場合
ニ二週間以下ノ拘留ヲ規定スルコトヲ得

警察命令ノ違反ニ因ル執行罰ハ違反者カ其ノ行動ノ警察違反ナルコトヲ知り若ハ知り得ヘカリシ場合ニ限り豫メ特別ノ戒告ナク
シテ決定スルコトヲ得

保護ノ要アル利益カ侵害サレヌ又脅カサルルコトナキトキハ、警察命令ニ違反スルモ警察權ノ發動ナキモノトス

第三十四條 警察命令ハ其ノ施行期間ニ關シ制限ヲ設クヘシ 效力ハ三十年ヲ超ユルコトヲ得ス 施行期間ノ制限ヲ設ケサル警察
命令ハ其ノ發布後三十年ヲ以テ效力ヲ失フ

此ノ規定ハ第三十七條所定ノ内容アル警察命令ニハ適用セス

第三十五條 州知事及第一・二・三級警察廳ノ警察命令ハ 縣 レキールンザスタツプフレッテル 公 報 レキールンザスタツプフレッテル ヲ以テ、伯林ニテハ伯林第一級警察區ノ公 報 アマムツプフレッテル ヲ以

テ之ヲ公布スヘシ 大臣ノ警察命令ハ邦全體ニ施行サルルトキハ普邦法律錄ヲ以テ公布スヘシ 大臣ノ其ノ他ノ警察命令ハ之ヲ
施行スル縣ノ縣公報ヲ以テ公布シ、既ニ公布アリタルトキハ普邦法律錄ニ引用スヘシ 警察命令カ既ニ公布サレタルトキハ市郡

公報ヲ以テ若ハ其ノ他ノ地方慣例ニ從ヒ之ヲ採用スヘシ

第三十六條 警察命令ハ其ノ別段ノ規定ヲ有セサル限り公布ノ日ヨリ一週間ニシテ之ヲ施行ス

第三十七條 警察命令ノ變更若ハ廢止ハ之ヲ發シタル行政廳ノ警察命令ヲ以テ行フ

第三十八條 各大臣ハ其ノ所管事項ノ範圍ニ付下級警察廳ノ警察命令ヲ廢止スルコトヲ得

縣知事ハ其ノ縣ノ第二・三級警察廳ノ警察命令ニ關シ同様ノ權能ヲ有ス

廢止ハ第三十五條第一段ニ從ヒ公布スヘシ 廢止ハ其ノ別段ノ規定ヲ設ケサル限り公布ト共ニ效力ヲ生ス

第三十九條 警察區カ新ナル地域ノ編入ニヨリ擴大サルルトキハ從來ノ警察區ニ發布サレタル警察命令ハ擴大ト同時ニ新ニ編入サレタル地域ニ及フ 編入サレタル地域ニ從來施行サレタル警察命令ハ其ノ效力ヲ失フ

二以上ノ警察區若ハ警察區ノ一部ヲ以テ新ナル警察區ヲ構成スルトキハ從來個々ノ地域ニ施行サレタル警察命令ハ新警察區ノ成立ノ後六月ヲ經テ效力ヲ失フ

第八章 警察處分

第四十條 警察處分トハ警察廳ノ下命 (Anordnung) ニシテ特定ノ人若ハ人ノ集團ニ發セラレ且ツ命令禁止又ハ法ノ規定スル警察許可若ハ證明ノ拒否・制限若ハ撤回ヲ含ムモノトス

警察廳若ハ警察官公吏カ警察廳若ハ警察監督廳ニ非サル行政廳ノ要求ニ基キテ爲シ或ハ警察官公吏カ單ニ檢事ノ補助官公吏トシテ爲シタル下命若ハ其ノ他ノ處置ハ本法ニ所謂警察處分ニアラス 但シ第十七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 警察處分ハ警察命令若ハ特別法律ニ基カサルトキハ公共ノ安寧若ハ秩序ノ妨害排除或ハ公共ノ安寧若ハ秩序ニ對シ個々ノ場合ニ直接スル危險防止ノ爲必要ナル場合ニ限りテ效力ヲ有ス

公共ノ安寧若ハ秩序ノ妨害排除或ハ警察上ノ危險ノ有效ナル防止ノ爲諸種ノ方法カ考ヘラルルトキハ警察廳ハ此ノ方法ノ一ヲ決定スルヲ以テ足ル 此ノ場合ニハナルヘク處分ノ對手方及一般ヲ害スルコト最モ少キ方法ヲ選フヘシ 對手方ハ申立ニ因リ自己

ノ提供セル他ノ方法ニシテ危険防止ニ同様ノ效果アルモノヲ適用スルコトヲ得 此ノ申立ノ却下ハ新ナル警察處分ト看做ス
第三十一條 一項二項前段ノ規定ハ警察處分ニモ亦適用ス

第四十二條 法律ニ特別ノ規定ナキ限り左ノ場合ニ非サレハ警察許可若ハ證明(第四十條)ノ撤回若ハ事後ノ制限ヲ爲スコトヲ得
ス

(イ) 付與カ現行法ニ抵觸セルトキ

(ロ) 付與ノ根據タル申請人ノ記載事項カ要素ニ於テ不正若ハ不完全ナリシトキ

(ハ) 現行法ノ變更セル場合ニ未タ許可若ハ證明ヲ使用セス且新法ニ依リ拒否ヲ正當ナラシムル事由ノ存スルトキ

(ニ) 警察廳カ既ニ與ヘタル許可若ハ證明ヲ拒ムコトヲ得ヘキ事由カ事後ニ發生シ、或ハ(ハ)號ヲ除キ警察廳ニ知レタルト

キ 但シ個々ノ場合ニ許可若ハ證明ヲ撤回スルニ非サレハ警察上保護スヘキ利益ノ危險ヲ避ケ得サルコトヲ要ス

警察許可若ハ證明ノ付與カ撤回ノ留保ヲ明示シテ爲サレ或ハ撤回カ法律ノ明示規定ニヨリ可能ナルトキハ之カ撤回若ハ事後ノ制限ハ何時ニテモ警察上ノ利益ニ於テ行フヲ得

第四十三條 繼續的效力アル警察處分ヲ發シタル後之ヲ存續セシムル要件ヲ失ヒタルトキハ處分ノ對手方ハ之カ廢止ヲ請求スルコトヲ得 廢止申立ノ却下ハ警察處分ト看做ス

第四十四條 警察處分ハ口頭・文書若ハ標識ツイヘンヲ以テ發スルヲ得 警察處置ノ直接執行ハ警察處分ヲ發スルコトト同様ニ取扱フ

文書ヲ以テ發スル警察處分ハ之ヲ發スルニ當リ文書ヲ以テ理由ヲ付スヘシ

第四十五條 警察處分ニヨリ直接權利ヲ侵害サレタル者ハ警察處分カ送達サレ、若ハ到達シ若ハ之ヲ知りタル時ヨリ二週間以内ニ之ニ對シテ訴願ヲ提起スルコトヲ得 訴願ハ文書若ハ調書ニ依リ處分廳ニ提出スヘシ

地方警備隊ノ官吏若ハ其ノ他ノ第七條ニ依リ警察廳ニ配置サレタル警察官吏カ處分ヲ發シタルトキハ訴願ハ管轄警察廳ノ長ニ提出スヘキモノトス

訴願カ管轄違ノ警察廳ニ法定期間内ニ提出サレタルトキハ訴願ノ期間ハ遵守サレタルモノト看做ス 此ノ場合ニハ訴願ハ遲滯ナク管轄警察廳ニ移送サルヘキモノトス

第四十六條 警察處分ノ適法性並ヒニ合目的性ハ訴願ヲ以テ争フコトヲ得

第四十七條 第四十五條ニ依リ受領ノ權限アル行政廳カ自ラ救済ヲ講シ且之ニ應スル決定ヲ與ヘサルトキハ訴願ヲ裁決廳ニ提出スヘシ

訴願ノ裁決廳ハ左ノ如シ

(イ) 町村ノ第三級警察廳ノ處分ニ對シテハ郡長 但シ郡長自身カ第三級警察廳ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

(ロ) 市ノ第三級警察廳・第三級警察廳トシテノ郡長及警察官廳ノ處分ニ對シテハ縣知事

(ハ) 第二級警察廳ノ處分ニ對シテハ縣知事

(ニ) 伯林高級助役及第三・二級警察廳トシテノ伯林警視總監ノ處分ニ對シテハ伯林市長

(ホ) 縣知事及第一級警察廳トシテノ伯林警視總監ノ處分ニ對シテハ州知事

第四十八條 第四十七條ノ場合ニ於ケル却下ノ裁決ハ文書ヲ以テ與フヘシ 裁決ニハ理由ヲ付シ且第四十九條ノ規定ニヨル救済方法ノ教示ヲ含ムヘシ 却下ノ裁決ニシテ此ノ規定ニ違反スルトキハ事後ノ救済方法ノ提起ハ期間ニ拘束サルルコトナシ

第四十九條 却下ノ裁決ニ對シテハ二週間以内ニ第四十七條二項(イ)乃至(ニ)ノ場合ニハ縣參事會ニ第四十七條二項(ホ)ノ場合ニハ高等行政裁判所ニ行政訴訟ニヨル訴ヲ提起スルコトヲ得 縣參事會ノ構成員カ繫屬事件ノ處理ニ關與セル者ナルトキハ除外セララル 訴ハ裁決廳ヲ被告トス

第五十條 訴ハ裁決カ現行法ニ牴觸スルカ爲ニ原告ノ權利ヲ侵害ストノ理由ニ由ルコトヲ要ス

現行法ノ誤レル適用ハ行政廳ノ發動ヲ正當ナラシムヘキ事實カ存セサリシ場合ニモ之アルモノトス

第五十一條 縣參事會ノ判決ニ對シテハ高等行政裁判所ニ上告スル救済方法ヲ與フ

第五十二條 訴願手續及行政訴訟ノ裁判ハ總ヘテ私法上ノ諸關係ニ影響ヲ及ホスコトナシ

第五十三條 法の救済方法ノ提起ハ法律カ特別ノ規定ヲ明示シ或ハ處分廳カ公益上重大ナル理由ニ基キ即時執行ヲ要求スル場合、外ハ停止の効果ヲ有ス

第五十四條 外人警察事務ニ關スル警察處分ノ救済方法ハ内務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第九章 警察行政廳ノ強制手段

第五十五條 警察廳ハ可罰行爲ノ刑事訴追ヲ妨ケサル限り、形式的ニ確定シ若ハ第五十三條ニ依リ即時執行ヲ要スル警察處分ノ遵奉ヲ、義務者ノ費用負擔ニ於テ強制サルヘキ行爲ヲ實施シ若ハ執行罰ヲ確定シ若ハ直接強制ヲ用ヒテ遂行スルコトヲ得 内務大臣ハ直接強制ノ適用殊ニ武器ノ使用ニ關スル原則ヲ發布スルコトヲ得

強制手段ノ適用ハ警察處置ノ直接執行ノ場合(第四十四條一項二段)ヲ除クノ外豫メ之ヲ戒告スルコトヲ要ス 戒告ハ急迫ノ場合ヲ除クノ外文書ヲ以テ爲スコトヲ要ス 執行罰ヲ戒告スルニハ其ノ金額ヲ定ムヘシ 強制サルル行爲ノ代執行ヲ戒告スルトキ

ハ戒告ニ於テ豫メ費用金額ヲ見積ルヘキモノトス 代執行ニハ急迫ノ場合ノ外相當ノ期限ヲ附スヘキモノトス 總ヘテ戒告ニ於テ執行罰ハ左ノ金額ヲ超ユルヲ得ス

(イ) 第一級警察廳ニ依ルトキ 一五〇馬^{ライヒス}克

(ロ) 第二級警察廳ニ依ルトキ 一〇〇馬克

(ハ) 第三級警察廳ニ依ルトキ 五〇馬克

執行罰ハ行政上ノ強制徵收手續ニヨリ徵收スルコトヲ得 此ノ徵收ハ禁止ノ遂行或ハ第三十三條ニ基キ事前ノ特別ノ戒告ナクシテ決定サレタル強制手段ニ非サル限り警察違反ノ狀態力存續スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

行爲カ義務者ノ負擔ニ於テ實施サレタルトキハ警察廳ハ費用額ヲ義務者ヨリ行政上ノ強制徵收手續ニヨリ徵收スルコトヲ得 豫メ決定サレタル費用額モ亦同様ニシテ徵收スルコトヲ得

警察下命の場合ニハ警察違反ノ状態カ除去サルル迄強制手段ヲ反覆スルコトヲ得 警察禁止ノ場合ニハ違反ノ總ヘテノ場合ニ付 強制手段ヲ決定スルコトヲ得

第五十六條 執行罰ノ徴收不可能ノ場合ニハ拘留ヲ戒告スルコトヲ得 拘留ハ第五十五條三項(イ)ハ三週間、(ロ)ハ二週間、(ハ)ハ一週間ヲ超ユヘカラス 拘留ノ戒告ハ常ニ文書ヲ以テシ且期間ヲ確定スルコトヲ要ス 徴收ヲ試ミタルモ效果ナカリシトキ或ハ徴收ノ效果ナキコトカ確定セルトキハ拘留ヲ執行スルコトヲ得 執行ハ警察下命ニテハ警察違反ノ状態カ存續スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

内務省令ニ依リ義務者ニ町村若ハ町村組合ニ義務ヲ供給シテ拘留ヲ免ルル途ヲ開クコトヲ得 内務省令ヲ以テ履行スヘキ義務ヲ詳細ニ規定スルニ就キテハ、一日ノ拘留ニ代フルニ一日ノ義務ヲ以テシ、又義務ニ就ク者ハ事後強制サルル行爲ヲ履行シ又ハ執行罰ヲ支拂フコトニ依リ義務ヲ免除サルルコトヲ得ルモノトス

第五十七條 第三十三條ノ強制手段ノ決定ニ對シテハ警察處分ニ對スルト同様ノ救濟方法ヲ認ム 但シ單ニ決定サレタル強制手段ノ金額ノミカ争ハルル場合ニハ訴願ノ外第四十九條ノ訴ノミ認メ、第五十一條ニ依ル上告ハ之ヲ許サス

第五十五條ニ於ケル強制手段ノ戒告カ警察處分ニ含マルルトキハ此ノ戒告ハ警察處分ト共ニスルニ非サレハ之ヲ争フヲ得ス 強制手段ノ戒告カ獨立ニ爲サルルトキハ之ニ對シテ其根據タル警察處分ニ對スルト同様ノ救濟方法ヲ認ム 此ノ場合ニハ其ノ警察處分カ戒告ノトキ既ニ争ヒ得サリシ場合ヲ除クノ外戒告ヲ争フト同時ニ其ノ警察處分ヲモ争フコトヲ得

形式的ニ確定セル警察處分ノ遂行ノ爲ノ、強制手段ノ戒告並ヒニ強制手段ノ決定若ハ實行ニ對シテハ、唯二週間以内ニ職務上ノ監督廳ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得ルノミトス

取消ノ争訟ハ停止ノ效果ナシ 但シ執行罰ノ徴收・拘留ノ執行・町村義務ノ服役強制ハ争訟カ形式的ニ確定スルニ至ル迄之ヲ行フコトヲ得ス

第十章 警察行政廳ノ其ノ他ノ下命

第五十八條 警察廳カ特別ノ國若ハ邦法律ニ基キテ法的效果アル下命・確定・告示等ヲナシ得ル場合ニハ法律ニ別段ノ規定ナキ限リ次ノ規定ノ適用ヲ受ク

(イ) 特定人ニ對スル下命其ノ他ニハ第四十一條一・二項ノ規定ヲ除クノ外警察處分ノ規定ヲ適用ス

(ロ) 一般の拘束力アル規則其ノ他ハ第三十二條(イ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)及第三十一條二項ニ從フコトヲ要ス 之ハ第三十五條ニ從ヒ公布サルヘキモノトス

第十一章 警察罰處分

第五十九條 警察廳ハ其ノ管轄區域ニテ犯サレ且其ノ權限ノ範圍ニ屬スル違警罪ニ對シテ警察處分ヲ以テ刑罰ヲ確定シ又定メラレタル沒收ヲ科スルコトヲ得 拘留ハ十四日ヲ超ユルコトヲ得ス 比較的輕微ナル場合ニハ警察罰處分ヲ免ルヘシ 警察罰處分ニ代ヘ若ハ之ト共ニ警察處分ヲ發シ又ハ手數料免除ノ警察譴責ヲ與フルコトヲ得

ミリテイルベルゲン 軍人軍屬及十八歳以下ノ少年ニハ拘留若ハ金錢罰ニ代ル自由刑ハ之ヲ科セス

第六十條 左ノ場合ニハ警察廳ニヨル刑ノ確定ナシ

(イ) 公課若ハ地租ノ徵收規定ニ對スル違犯

(ロ) 鑛業警察ノ規則ニ對スル違犯

第六十一條 警察罰處分ハ發布サルヘキ施行規則ニ從ヒ罪責アル者ニ公務員ヲ通シテ之ヲ交付若ハ送達スヘシ

第六十二條 刑事訴訟法第四百十三條所定ノ正式裁判ノ申立ニ代ヘテ罪責ア(リトサレタ)ル者ハ警察罰處分ノ送達後二週間以内

ニ之ニ對シテ直接上級ノ警察監督廳ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得 其ノ裁決ニハ不服申立ノ途ナシ

十四歳乃至十八歳ノ罪責アル者ニ對シテ警察罰處分カ發セラレタルトキハ其ノ法定代理人モ亦訴願ヲ提起シ又ハ正式裁判ヲ申立ツノルコトヲ得

第六十三條 警察罰處分ニハ刑事訴訟法第四百十三條三項ノ記載事項ノ外金錢罰ノ支拂ハルヘキ金庫ヲ記載シ且ツ正式裁判ノ申立

ニ代ヘテ送達後二週間以内ニ特ニ指定サルル警察監督廳ニ訴願ヲ提起スルヲ得ル旨ノ注意ヲ含ムコトヲ要ス

第六十四條 此ノ手續(第五十九條乃至第六十三條)ニハ印紙及手数料ヲ要セス 但シ刑罰カ不服申立人ニ終局的ニ確定セルトキハ常ニ實費ハ制定サルヘキ施行規則ニ從ヒテ有罪者ノ負擔トス

第六十五條 本法ニヨリ終局的ニ確定セル金錢罰並ヒニ沒收セル物ハ、警察罰處分ヲ發シタル行政廳ニ對シテ直接ノ警察費用ヲ負擔スル者ニ歸屬ス

右ノ歸屬ヲ受クル者ハ罪責アル者ヨリ徵收不能ナル限り刑罰ノ確定及執行ヨリ生スル費用ヲ負擔スル義務ヲ有ス

第六十六條 警察罰處分ニシテ執行可能トナリタルトキハ同一ノ行爲ニ付更ニ告發サルルコトナシ 但シ其ノ行爲カ違警罪ニ非スシテ輕罪若ハ重罪ニ該當シ從ツテ警察廳カ其ノ權限ヲ踰越セルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

右ノ場合ニハ訴訟手續ノ間ハ科罰處分ノ執行ヲ停止スヘシ 輕罪若ハ重罪ノ判決確定スルトキハ科罰處分ハ其ノ效力ヲ失フ

第六十七條 警察廳ハ軍人軍屬ニ對シテ、通常裁判所カ有罪判決ヲ言渡ス權限アル違警罪ニ限り金錢罰ヲ科スルコトヲ得

第六十八條 警察罰處分カ罪責アル者ニ交付サルルニ先立チテ區裁判所檢察カ公訴ヲ提起シタルトキハ此ノ處分ハ效力ヲ失フ

第六十九條 區裁判所ニ正式裁判ノ申立アリタルトキハ之ニ關スル證明ハ申立人ニ無償ニテ交付スヘシ

第十二章 警察下命ニ基ク損害賠償請求權

第七十條 第二十一條ノ場合ニ賠償義務カ他ノ法律ニ規定サレサルトキハ、警察上ノ處置ヲ受ケタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得 此ノ處置カ對手方ノ身軀若ハ財産ノ保護ノ爲ニ爲サレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ハ鑛業警察ニ關スル場合ヲ除キ第四十二條一項(ハ)(ニ)ノ場合ニモ之ヲ適用ス

第七十一條 前條ノ場合ニハ警察處置ヲ遂行セル警察區ノ間接ノ警察費用ヲ負擔スル者カ損害賠償ノ義務ヲ負フ

第七十二條 第七十條一項ノ場合ニハ損害賠償義務者ハ事務管理ノ民法規定ニ從ヒ本法第十八條乃至第二十條ノ警察義務者ニ對シ其ノ費用ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第七十三條 第七十條乃至前條ニ基ク請求ニ關シテハ通常裁判手續ニ依リテ之ヲ裁判ス

第十三章 經過規定及附則（省略）

口 新法典に現はれたる警察法の特徴

一 警察の觀念 警察とは直接に社會公共の利益の爲に、國家の統治權に基づき人民に命令し又は強制する作用である。

(一) 國家の一般統治權に基づく作用 法治主義に於いては、國家（及び其の機關）と國權に服従する人民との間に法律關係が成立するのであつて、是は法律の拘束力の根據であり又最も一般的な權力關係である。警察權は此の關係に基づき、隨つてそれは法律の補充及び執行であり、特別權力關係に於ける職權の行使とは異なる。(註一) 新法典は第十三條を以て警察犯に對する罰則を大臣の命令に限り、法律の委任なき場合には、其の他の獨立命令に唯執行罰のみを認めた。大臣の命令に罰則を許容する法條は、嚴格に謂へば依然委任に非ずして授權であるが、兎に角法治主義を本條の如く忠實に維持するに至つて、始めて明かに警察命令が行政命令と異なることを主張し得るのである。(註二) 次は純然たる警察監督のみの爲には警察命令を發することが出来ない(第三十條)。是は警察權に服する基礎が特別權力關係と異なる爲であつて、監督權の發動は唯特別の法律がある場合に限るのである。(註三)

新法典第一條は警察權統一の原則を示す。警察權が國王の名に於いて行使されることは、第十九世紀初期に既に普魯西で認められた所である。(註四) 是に由り、自治行政廳が警察權を行使するのは常に委任事務であつて、其の責任は警察監督廳が是を問ふべきものとされる。又警察廳には訓令が發せられ(第十條)、警察事務の委任に當つては特別の認可を

必要とする(第十條三條)。尙警察廳の權限は通常排他的であり、又警察權の行使に就いても統一が保持される。(註五)

(二) 警察目的(第十條四條) 警察は固より社會公共の利益を保護することを直接の目的とし、隨つて内務行政の全般に互つて發動することが出来る。(註六) 唯警察が人民の自然の自由を拘束する性質上、法治主義の適用を受け、其の結果警察の獨立命令の目的は更に一層制限を蒙るのである。即ち法律の規定あるときは格別であるが(本條二項)、然らざる場合には本條一項の治安の目的に制約される。

本條が § 10 II 17 ALR. に對して異なる主な點は、安寧秩序の維持と災厄の豫防とを不可分の要件としたこと、及び忠實なる裁量(Pflichtmäßiges Ermessen)と現行法に牴觸せざる旨(im Rahmen der geltenden Gesetze)とを規定に挿入したことである。(註七) 特に注意すべきは次の諸點である。(a) 公共の道路水路に於ける交通を容易ならしむること(Leichtigkeit der Verkehr)は ALR. の授權の範圍に屬せず、寧ろ舊警察行政法第六條(ロ)號を以て認められた所であるが、新法典では「秩序」の概念に當然包含されるものと解される。(註八) (b) 「平穩」の概念は新法典では安寧と秩序の概念に吸收された。(註九) (c) 「秩序」とは社會的倫理的通念に於いて、其の服従が人類共同生活の繁榮の必須の前提と看做される規範の全體を意味する。(註一〇) 隨つて舊法制と同じく新法典に在りても、災害豫防の概念は著しく擴張されるのである。(註一一) 殊に本條は秩序の維持と災害豫防とを不可分に結合したけれども、一般(Allgemeinheit)なる文字は公衆(Publikum)のみならず有形無形の公共の利益を含み、隨つて所謂危険の防止は社會生活の障害の除去と同一範圍に及ぶのである。(註一二) (d) 警察が個人の保護の爲に發動する場合には、常に公共の利益の危険を伴ふ場合でなければならぬ。此の警察公共の原則は舊法制でも理論上認められた所であるが、新法典は明文を以て是を確認したのである。

(三) 警察の手段 警察は權力を以て人民に命令し又は強制する作用であるから、當然に法治主義の適用を受ける。法治主義に依れば、警察命令及び警察處分は嚴格に *intra legem* でなければならぬ。獨立なる警察命令は唯經過現象としてのみ説明する學說もある。然るに新法典第十四條では「現行法ニ牴觸セサル限り」と規定した。是は疑もなく *praeter legem* の警察權を意味する。^(註一三) バイエルン及びバーデンの警察罰法典に於いては警察命令の羈束性が認められ、トマは茲に經過現象と異なる法治主義の實現ありと主張するけれども、是は主として警察罰の規律に關するものである。^(註一四) 新法典では上述の如く第三十三條に依る改正を以て南獨法制に近づいたけれども、未だ警察命令の獨立性を否定するには至らない。而して私は警察權の性質上、新法典の認むる以上に法治主義を實現することは不可能と信ずる。

(註一) 國家と臣民との法律關係を大なる權力關係と見るは Rosin, *Hirts Annalen*, 1883, S. 299; O. Mayer, *Arch. Öff. R.* III, S. 53。警察權の基礎たる一般的服從義務に就き Meyer, *Lehrbuch*, 6 Aufl. S. 318 ff. 特別權力關係に於ける下命は直接法律に基づくのではなく、法律に依り創造されたる權利の行使に繋るものと論ぜられる。例へば雇傭關係・官吏關係である。
(註二) 特別權力關係殊に官吏關係の法的性質に就き Jellinek, *System* S. 214 ff. 特別權力關係に於いては其の權力を維持する爲に秩序罰が認められる (Heneel, *Staatsrecht*, 1892, S. 454 ff.)。併し乍ら警察罰が刑罰にして秩序罰に非ざること、罪刑法定主義が成文法上確立されるのでなければ明白とはならない。即ち此の點で廣汎なる罰則制定の授權を認める舊制度及び我が法制の如きは警察國の色彩を多分に有するのである。

(註三) Klausener-Kerstens-Kempner, *Kommentar zum Polizeiverwaltungsgesetz*, 1932, S. 209; Friedrichs, *Polizeiverwaltungsgesetz*, 1932, S. 178 ff. 但し許可の條件に警察監督上必要なる内容を含まざるは妨ない。鑑札・許可證等に就き法律が要求する場合も固より適法である。此の原則は從來判例に依り主張された所で警察目的とも關聯する。

(註四) Dierkes, a. a. O. S. 9 ff.

(註五) 例へば營業警察の如き特殊の生活領域に關する警察權 (Sachpolizei) は、衛生警察の如き目的に依りてのみ制約されるに止まる警察權 (Zweckpolizei) に優先する (OVG. IXI, 315 zitiert in Friedrichs, a. a. O. S. 32)。

(註六) ライプニッツの完全性の理想に起源を有する幸福論的功利主義の學說に依れば、國家の目的は臣民の福利に及ぶ。是ヲラシカルな國家至上主義・警察國主義而して近世の急進的社會主義の理論である (Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3 Aufl. S. 242 ff.; O. Meyer, Verw. R. I 38 ff.)。是に反して佛革命の理想に起因する Rechtszwang (治安及法政の目的) の要請はカントの説く所で、國家は法秩序の維持及び國家・國民の安全のみを目的とすべきものと論ずる (Jellinek, a. a. O. S. 246 ff.)。爾來治安の目的が文化の目的に優先して、前者に就いてのみ、下命強制に依つて人民の自由を制限する原則が生じたのである (佛人權宣言第五條參照)。

(註七) Dierkes, a. a. O. S. 38 ff.; Klausener, a. a. O. S. 71 ff.; Friedrichs, a. a. O. S. 65, 66. 草案では第十四條一項は安寧秩序の維持と災危の豫防とを獨立の要件として、舊法制と同じく二分主義を採つて居た。後審議に當り Drews の提出した動議に従ひ、二分主義が廢せられたけれども、發案者自身是が從來の法制に何等變更を加ふるに非ざることを言明し、又委員會の報告者も、是は從來の警察廳の活動・行政裁判所の判決に對して何等變更する所なしと述べて居る。

(註八) Klausener, a. a. O. S. 70, 84; Friedrichs, a. a. O. S. 85. 交通の便益に關しては新法典制定に際して、是を警察權の當然の範圍とするに就き異論なく、唯是を規定に明示するや否が論ぜられた。故に秩序の概念は ALR. の規定に比して擴大された譯である。

(註九) 「平穩」 (§ 10 II 17 ALR.) とは騒音の防止・心の平靜を指稱するものではなく、官權の威嚴・人民の服從狀態を意味し隨つて安寧・秩序の概念の中に包含されるのである。

(註一〇) Kerstiens, Verw. Arch. XXXVI, 215; Peters, Verw. Arch. XXXVI, S. 390. 此の「秩序」の中に監督統制を含むことは上述せる第三十一條一項の反對解釋よりするも明かである。従つて人・職業・物品・場所の正確なる表示・標識は警察の

保護すべき秩序である。

(註一一) ロジーンは § 10 II 17 A.L.R. の公の秩序を「秩序付けられたる社會共存の一般的状态」と解し、而して警察が消極的目的に制約される所以は、公の秩序の維持に止まり、その増進に非なることに在りと論ずる (Verw. Arch. III, S. 306 ff. bes. S. 316)°。

(註一二) Friedrichs, a. a. O. S. 73 ff. 「危険」なる語義を身體・生命・自由・名譽・財産に損害を及ぼす虞あることと解するときは極めて狭い結果になる。固より單なる迷惑、抽象的可能性と區別されるのは謂ふ迄もないが、損害の對象を一般に制度、或は増大發展の過程に求むるならば、警察權の發動は内務行政の全般に互るであらう。故に警察の消極的目的の特色は災厄の豫防よりも寧ろ治安の維持に求むべきものである (Thoma, Polizeibefehl, S. 48)°。

(註一三) 所謂「現行法」は實質的意義に解すべく、更に慣習法をも含むものである (Friedrichs, a. a. O. S. 104)°。尙本條に「忠實ナル裁量ニ從ヒ」とあるは、警察權の發動に就き其の合目的性を警察廳の認定に委ね、行政裁判所の此の點に關する審査を拒否する意味に他ならない。

(註一四) バーデン警察罰法典第一條に曰く「凡テ作爲・不作爲ハ豫メ法律ヲ以テ警察罰ヲ規定スル場合ニ限り警察上之ヲ處罰スルコトヲ得 法律カ明ニ許容スル場合及其限度ニ於テ命令若ハ地方警察條例 (Lezirks-od. ortspolizeiliche Vorschriften) ニ依リ警察罰ヲ附シタル下命令若ハ禁止ヲ發スルコトヲ得」

二 警察と法治主義の原則

(一) 命令と處分との區別 法治主義の原則は權利主體相互の意思交渉の強要的規律 (即ち法規) を嚴格に *intra legem* ならしむるに在り、これが爲には命令と處分とを必然に區別するのである。蓋し普遍的效力ある命令には出来る限り法律の根據あるを要し、然らざる場合にも發令に就いて種々の要件を定め、是に違反した場合には當然無効

とする。是に反して處分は具體的事情を充分に考慮して發すべきもので、其の性質上命令の如く豫め羈束することが出来ない。隨つて處分は通常、法律・命令に牴觸せざる限り有效であつて、是に對しては個人が容易に利害關係を判斷して其の決定を批判することが出来るから、法律は訴願・行政訴訟の途を設けて人民の自由を保障するのである。(註二)

新法典第二十四條第四十條は命令及び處分の定義を與へた。(註二)此の區別は固有の警察權行使の場合の外、警察廳が特別の委任に基づいて行ふ下命にも認められる(第五十條)。特定事件に就き不特定多衆に向けられる下命が命令なりや處分なりやは明瞭でないが、實際上は一般的告示と個別的處分とを以て置換へることが出来る。(註三)猶第四十條に所謂警察許可と證明とは廣義に解すべく、資格・地位を與へる場合をも含む。是等警察禁止の解除自體が、第十四條の警察目的に直接該當せず、唯その拒否・制限・撤回の場合のみが警察處分たるは上述の通りである。

(二) 警察命令權の制限 法治主義の下に於いても警察命令は其の本來の性質上 *praeter legem* である(殊に第三十條)。此の制限として第一級乃至第三級の警察命令が、是を發するに當り地方的合議機關の同意を必要とするは舊法制と同様である。然るに新法典では大臣にも獨立の警察命令權を認めるに至つた(第二十條)。是は商工大臣・農林大臣等が警察命令を發するに當り内務大臣の同意を求むる法制と同じく、全く警察制度の統一の爲である。從來は州知事・縣知事に特定内容の警察命令を發すべき訓令を與へて僅かに法制の統一を望むに過ぎなかつたのである。(註四)此の地方合議機關の參與制 (*Selbsterwaltungsprinzip*) は普魯西法制の特色である。次に新法典は第三十四條で警察命令の有効期間を定めた。蓋し警察權の特色が事宜と場處とに應じて便宜の措置を必要とする性質に存し、隨つて永久に互りて之を存續せしむる理由なき故である。

(三) 警察責任の原則 新法典は従来判例及び慣行に依り遵守された原則を明文を以て確認^(註五)した。第一は警察義務者であつて^(第十條)、是は通常、意思能力を必要とする。第二は妨害者で^(第十條)、故意過失は必要でないけれども、意識的な作爲・不作爲たることを要する。警察違反の状態を防止せんと努力して果さざりし者は妨害者ではない。^(註六) 繼續的警察義務 (dauernde Polizeipflicht) の一例として、第三に所有者その他が擧げられる^(第十條)。所謂「警察上ノ目的ニ適セル状態」(Polizeimässiger Zustand) とは其の所有物から警察上の危険發生の虞なき状態であり、危険なる設備の除去・防火設備・私道の照明・有害家畜の撲殺等は所有者の責任である。尙是は所有物の性質が危険ならざるを以て足り、是を利用する際に危険發生するときは、第十九條の問題である。

警察責任の原則と關聯して第七十條は、警察下命が此の原則を破れる場合に、損害賠償請求權が發生するものと定めた。法律・命令の單純な執行の場合には然らざるも、其の他の適法なる警察處分に就いて、警察官吏の故意過失或は處分に對し救濟手段を採れるや否を問はず、損害賠償を認めたのである。^(註八)

(四) 警察比例の原則 保護の要ある利益が侵害されず又脅かされることなきときは、警察命令の普遍妥當性は破られる^(第三十三條)。次に警察處分に於いて手段と結果との關係は、上述の如く判例の決する所が區々であつた。處分の對手方に手段の選擇權あることは從來も認められたが、新法典第四十一條二項は詳細な規定を設けたのである。

(五) 獨立處分の違法性の審査 第四十一條一項は直接に法律若し命令の根據なき獨立處分に就いて、それが嚴格に警察目的に制約さるべき旨を規定した。固より此の認定を誤る場合にも處分が當然無効とはならないけれども、第十四條の一般原則と異り、此の認定は警察廳に一任されず第五十條を以て法律問題として争ふことが出来るのである。

(六) 警察上の許可・證明の撤回その他 第四十二條は警察許可等が既に効果を發生した場合に、其の保護を著しく鄭重にした。民法の取消の規定は排斥せられ、當然無効なる場合もなく、撤回の意思表示の到達の時から將來に向つて效力を失はしめるに過ぎない。隨つて既に効果が完了するときは、許可の效力は全く如何ともすることが出来る(註一〇)

(七) 警察處分に關する訴願・行政訴訟に概括主義を採用したこと 是は舊法制亦同様で既に上述した通りである。

(註一) 命令は普遍的效力ある爲に公布(第三十五條)するを要し、既に有效なる命令に對しては人民の側から取消を求めるところは出来ない。處分は送達若は適宜の公示方法(第四十四條)に依り效力を發生し、又瑕疵ある處分に對しては取消を求め得るが、既に形式的確定力を生じた後は全く争ふことが出来ない。固より今日に於いては理論上、處分も亦 *intra legem* たるべしとする要請が法原理として認められるに至つたけれども(拙稿、前掲一一四頁以下)、命令と處分とは法治主義の下に猶嚴格に區別すべく、トマが警察命令に法律の根據を要することから、警察處分の *intra legem* なることを勿論解釋に依り推論したのは、論理の不當なる飛躍に他ならざ(*Bühler, Die subjekt. öffentl. Rechte, S. 72*)。

尙命令と處分との區別は授權と委任・執行との區別と關聯して頗る興味ある問題であるが、是は他日の研究に譲る(*Vgl. Thoma, a. a. O. S. 59 ff.*)。

(註二) 是は夙に佛法に於いて區別せられ、バイエルン・バーデン・ヴュルテムベルヒ等の採用する所となつた。是等の警察罰法典に於ける *polizeiliche Vorschriften* は永久的效力あるもののみならず一時的のものをも含むが、後者は必ず一般處分(*Allgemeinverfügung*)たるを要すと解される(*Thoma, a. a. O. S. 270*)。

(註三) 委員會では意識的に規定しなかつたのである(*Friedrichs, a. a. O. S. 154, 155*)。

(註四) *Klausener, a. a. O. S. 191; Friedrichs, a. a. O. S. 170*。尙、大臣の警察命令に特有なるは本法第三十一條三項第三十

三條一項である。

バーデンでは嘗て太公にも警察命令権が認められ、繼續的な複數大臣の所管事項に互る命令が發せられた。大臣の警察命令は急激に變化する事項、若は各行政部門の詳細な知識と密接なる關係ある爲に不活潑な且つ政治的偶然性に支配される議會に委ねることの出来ない事項に就いて必要である。君主の警察命令の對象は是に反して、本來法律の規定するに適する事項であるから、畢竟君主の大權を維持する制度とのみ謂はなければならぬ (Thoma, a. a. O. S. 272)。

(註五) 制定の經過からは不明瞭であるが、新法典の文字よりして舊法制の改革と認むべきは、所有者の責任と妨害者の責任との選擇を禁じた點である。従來、警察廳は此の兩者の中、何れか一方を選擇することが出来た。然るに第十九條は妨害者に對して「發動スヘキモノトス」(haben sich die Polizeibehörden an diejenigen Personen zu halten)とし、第二十條は所有者が「責ヲ負フ」(verantwortlich)と規定して居るが、是は右の選擇權を廢して、兩者競合の場合には専ら妨害者を相手とする立立法精神と解される (Friedrichs, a. a. O. S. 132)。

(註六) 例へば集會若は行進が是に敵意ある者に依り煽動されたる時は、集會若は行進の責任者は必ずしも妨害者とはならない。尙妨害に對する損害賠償請求が警察處分を以て爲すを得ざること謂ふ迄もな、(Ibid., S. 136)。

(註七) 故に新法典の規定は警察責任に關する總べてではない。繼續的警察義務に就き本法典以外に尙規定あるのみならず、行政廳に對する訓令・職務命令に依り警察義務の發生する場合もある。

(註八) 本條は第二十一條の警察急狀權の他、第四十二條一項に關しても適用がある。尙従來は此の賠償請求の前提たる權利若は利益の侵害に就いて頗る争があつたが、新法典では何等特別の規定を設けず、隨つて又賠償の範圍に關しても損害賠償の一般原則に従ふべきものと解される。

(註九) Klausener, a. a. O. S. 219; Friedrichs, a. a. O. S. 193 此の規定は本來訓令たるが如きも、かく法典に受納された上は、法規と解すべきである。例へば逸走せる家畜を逐ひ返す爲に鐵道線路の堤に立入ることは警察上は認められる。是は従來

行政裁判所の採る態度であるが、頗る争ある點であつた。

(註一〇) 本條(イ)號のときは從來の法制では當然に無效の場合があつた。(ロ)號に於いては申請人の故意過失は要件ではない。(ニ)號は警察許可が裁量を誤つて與へられた場合には適用がない(Friedrichs, a. a. O. S. 224, 225)。

〔附記〕新法典は誠に警察法上劃期的のものであつて、私は當初大なる興味と抱負とを以て本稿に着手したのであるが、紙數の制限と紹介の目的とは、極めて粗雑なる資料を提供するに終らしめた。殊に關係法文の掲載の爲に意外に紙幅をとり、制度の紹介すら満足に出来なかつたことは遺憾に堪へない。新法典が我が警察法制に提供する幾多の示唆、及び警察法制に於いて法治主義が如何なる限度に實現さるべきかは、極めて意義ある研究題目であるが、是は他日の研鑽に譲りたいと思ふ。